

自治体が公的ファンドを活用して 海外都市との環境協力を推進するための考察と提言

日比野浩平・大田純子・フリッツ アーマド ヌジル

IGES北九州アーバンセンター

IGES Discussion Paper

自治体が公的ファンドを活用して 海外都市との環境協力を推進するための考察と提言

日比野浩平、大田純子、フリッツ アーマド ヌジル

公益財団法人 地球環境戦略研究機関

INDEX

要旨	5
1. イントロダクション	7
1.1 都市間連携について	7
1.2 問題提起と調査の範囲	7
1.3 目的	8
1.4 調査方法と対象	8
2. 自治体の海外展開背景	9
2.1 支援機関が自治体や企業の海外展開を支援するメリット	9
2.2 海外展開支援に関連する施策の動向	9
2.3 自治体にとってのファンド利用ニーズ	10
2.4 ODA 及び国内ファンドの動向	10
2.5 自治体の海外展開背景のまとめ	11
3. 国内ファンド	13
3.1 国内ファンドの種類と傾向	13
3.2 国内ファンドを利用している自治体の傾向	16
3.3 国内ファンドを利用したファンディング戦略の類型化	18
3.4 国内ファンド利用の課題と利点	22
3.5 国内ファンドまとめ	23
4. 海外ファンド	25
4.1 都市間連携に利用が見込める海外ファンド事例	25
4.2 国際都市ネットワーク／プラットフォーム	29
4.3 海外ファンド利用の課題と利点	34
4.4 海外ファンドまとめ	34
5. 考察と提言	35
謝辞	37
別添資料：国内ファンド一覧	39

略称・略語

ACP	Ambitious City Promises(イクレイ)	JST	国立研究開発法人科学技術振興機構
ADB	アジア開発銀行	KAS	コンラート・アデナウアー財団
AOTS	一般財団法人海外産業人材育成協会	LGOTP	自治体職員協力交流事業(CLAIR)
AP3F	アジア・太平洋プロジェクト組成ファシリティ(ADB)	NEDO	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
B-DASH	下水道革新的技術実証事業(国土交通省)	NGO	非政府組織
B to B	企業同士の商取引(Business to Business)	NPO	非営利団体
CCAC	短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化の国際パートナーシップ(UNEP)	ODA	政府開発援助
CDIA	アジア都市開発イニシアティブ(ADB)	PPP	官民パートナーシップ
CITYNET	シティネット	RIT	地域間交流支援事業(JETRO)
CLAIR	一般財団法人自治体国際化協会	SATREPS	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(JST)
CO₂	二酸化炭素	SDGs	持続可能な開発目標
C40	世界大都市気候先導グループ	SLCP	短寿命気候汚染物質
DELGOSEA	東南アジア地方政府パートナーシップ(UCLG)	TAP	変革のための行動プログラム(イクレイ)
ERCA	独立行政法人環境再生保全機構	TDLC	世界銀行東京開発ラーニングセンター(世界銀行)
EU	欧州連合	UCLG	都市・自治体連合
FAO	国際連合食糧農業機関	UCLG-ASPAC	都市・自治体連合アジア太平洋支部
F/S	実現可能性調査	UNDP	国連開発計画
GDP	国内総生産	UNEP	国連環境計画
GEF	地球環境ファシリティ	UNESCAP	国連アジア太平洋経済社会委員会
GHG	温室効果ガス	UNESCO	国連教育科学文化機関
GIZ	ドイツ国際協力公社	UNISDR	国連国際防災戦略事務所
ICLEI	イクレイ	UNITAR	国連訓練調査研究所
ICT	情報通信技術	UN-Habitat	国際連合人間居住計画
IGES	公益財団法人地球環境戦略研究機関	UNIDO	国際連合工業開発機関
ILO	国際労働機関	UN Woman	国連女性機関
IULA	国際地方自治体連合	Urban-LEDS	都市の低炭素開発戦略(イクレイ)
JBIC	国際協力銀行	USAID	米国国際開発庁
JCM	二国間クレジット制度(環境省)	UTO	世界都市連合
JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	WRI	世界資源研究所
JFJCM	二国間クレジット制度日本基金(ADB)	Y-PORT	横浜の資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力
JFPR	貧困削減日本基金		
JICA	独立行政法人国際協力機構		

要 旨

アジアの新興国都市では、急速な人口増加と都市化に伴い、様々な環境問題が顕在化している。これら途上国都市の環境改善を行う方策の一つとして、本邦自治体が長年積み重ねてきた持続的な都市経営に関するノウハウや技術を移転する「都市間連携」の推進が期待されている。このような取組には外部資金の活用が必要であるが、ファンドを提供している政府の支援意図とは裏腹に、都市間連携に参画する自治体の数は思うように増えていないのが現状である。本稿は、都市間連携を行う本邦自治体を増やし、ファンドの効果的な利用を促すことを通じて都市間連携を推進することを目的として、都市間連携に利用可能なファンド及びその利用実態を把握し、ファンドの効果的な獲得や有効利用について提言を取りまとめたものである。

本調査では、都市間連携において直接・間接的に利用が可能だと考えられる国内ファンドを 31 件抽出して、ファンドの支援機関、支援対象事業、支援実績、利用している自治体の傾向などを整理・分析した。また、すべての国内ファンドについて、概要情報を別添資料に付けることにより、本文を読んで興味関心があった場合は、別添資料でより詳しい情報を閲覧できるような構成とした。

都市間連携を行っている自治体は、多くの場合、様々な異なるファンドを利用することにより、事業の継続や発展を図っていることから、複数のファンドを都市間連携に上手く活用している事例を基に、ファンドの有効活用方を 3 通りに類型化して、ファンディング戦略の違いとファンドの利用状況を比較した。また、都市間連携を実施している、もしくは都市間連携に興味を示している計 17 の自治体へのヒアリングを通して、ファンドを都市間連携に利用するにあたっての課題や利点を整理した。

海外ファンドについては、都市間連携への利用が非常に限られていることから、国内ファンドのような網羅的な調査は行わず、都市間連携での利用実績がある、あるいは、今後利用が見込めるファンドを、代表的な 4 つの国際機関から抽出し、本邦自治体が利用している事例を含めて解説した。

本邦自治体が自ら公募型の海外ファンドに申請し、獲得・運用するのは容易でなく、そのような利用事例は非常に限られていた。また、海外ファンドの利用事例の多くは、国内ファンドのように一般公募の機会に自治体が申請して獲得したものではなく、国際協力の実績や既存のネットワークなどから国際機関と接点ができ、そこから個別に相談ベースで開始・展開されたものであった。そのため、このような国際機関との接点や海外ファンドへのアクセス機会を得る手段として、持続可能な都市経営を支援している国際的な都市ネットワーク等の活用可能性について検討した。本稿では、4 つの代表的な都市ネットワーク等について調査を行い、都市ネットワーク等の選定方法、都市ネットワーク等を活用した新たな形の都市間連携などについて提言を行った。

最後に、本調査で得た情報と分析結果を統合し、今後、より多くの自治体が都市間連携に参画し、限られたファンドが有効に活用され、多くの成果に繋がるようにするための方策について検討し、都市間連携の異なるレベルに応じた展開ステップとして整理した。

1. イントロダクション

1.1 都市間連携について

都市には、その利便性の高さから多くの人口や産業が集中することから、交通渋滞、廃棄物処理や下水処理に係る問題、大気や水質汚染、エネルギー問題など、様々な環境分野における問題が発生しやすい。また、これらの諸活動により、世界の二酸化炭素(CO₂)排出量の70%以上が都市から排出されていると推測されている¹。そのため、環境やエネルギー問題における都市の役割の大きさが注目されている。

近年、特にアジアの都市では、急速な人口増加と都市化に伴い様々な環境問題が顕在化していることから、それらを解決して持続可能な発展に転換するための技術や知見のニーズが高まっている。一方、日本の多くの地方公共団体(以下、「自治体」という)は、戦後の経済成長期に同様に様々な環境問題に直面してきたが、技術

革新や官民連携によって課題を解決し、長年かけて改善を図ってきたことから、持続的な都市経営に関するノウハウや技術が多く蓄積されている。これらの優れたノウハウや技術を、現在様々な環境問題に直面しているアジアの都市に伝え、普及していくことは、それらの都市の環境問題の解決だけに留まらず、地球規模での環境問題の解決にも資することが期待できる。このような途上国都市の環境改善ニーズに加え、市内企業の海外進出サポート、自治体の国際化対応能力の向上などのニーズも合わさって、近年、特に途上国の自治体と中長期的な協力関係を構築し、環境技術やノウハウの移転を行う自治体の取組に期待が寄せられている²。本稿では、このような取組を便宜上、「都市間連携」と呼ぶことにする。

1.2 問題提起と調査のスコープ

多くの本邦自治体にとって、国際協力や都市間連携に割ける人材や予算は限られていることから、都市間連携を継続・発展させるためには、公的資金などによる助成資金や機会(研修や会議の開催、招聘支援等)(以下、「ファンド」という)を利用することが必要である。それに対して、国の施策の後押しもあり、都市間連携を含む自治体や企業の海外展開を支援するファンドは、近年様々な種類のもが提供されている(本文で後程詳しく述べる)。

途上国都市の協力ニーズと本邦自治体の海外展開ニーズに加え、それらを支援するファンドが揃えば、自ずと都市間連携が推進されると考えるのが自然だが、データを見る限り、都市間連携に参画する自治体の数は必ずしも増えていないようである。例として、都市間連携に一般的に活用されている代表的な2つのファンド(JICAの草の根技術協力事業、環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業)の動向を図1に示した。

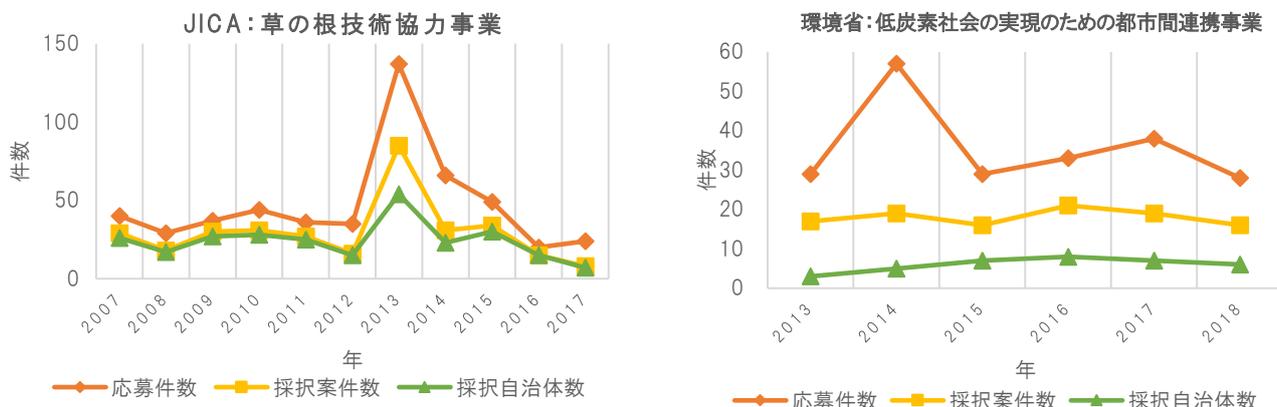


図1. JICAの草の根技術協力事業(左)、環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業(右)における、応募件数、採択案件数、採択自治体数の推移(JICA³及び環境省⁴のデータを基に著者が作成)

¹ C40 Cities (2018) Consumption-based GHG emissions of C40 cities. C40 Cities.

² IGES (2018) 低炭素社会実現のための都市間連携ガイドブック 2017. 環境省.

³ JICA 草の根技術協力事業のデータ: 地域提案型 (<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/chiiki/index.html>)と地域活性化特別枠 (<https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/tokubetsu/index.html>)からそれぞれ抽出

⁴ 環境省: 低炭素社会実現のための都市間連携事業のデータ: 炭素市場エクスプレス (<https://www.carbonmarkets.go.jp/jcm/about/support/adoption.html>)のデータベースから抽出

いずれのファンドともに、応募件数、採択案件数、採択自治体数は横ばいか、やや減少傾向にある。採択案件数は各年度の予算規模などに応じて変動するが、応募件数も増えていないことから、一部の自治体を除いて、多くの自治体の関心度合は高くないことが伺える。また、採択案件数よりも採択自治体数が少ないことは、いくつかの自治体が複数の案件の採択を受けていることを示している。これらから、より多くの自治体に支援機会を提供して都市間連携の推進を図りたい支援機関側の意図と、被支援者である自治体の関心度合との間にミスマッチが生じていると言える。

都市間連携に参画する自治体の数が増えていない理由には、①ファンドの情報が不足していて自治体に広く認

知されていない、②ファンドを申請して活用する体制や能力が不足している、③ファンドのスキームに問題がある、④市民や議会から都市間連携を行う支持が得られていない、⑤途上国都市に提供するノウハウや技術が特定されない、⑥都市間連携に参画するニーズがない、など様々なものが考えられる。今後都市間連携の推進を図るためには、これらの因果関係を明らかにして対策を講じる必要があるが、全容を明らかにするためには多角的な調査・分析が必要である。その端緒として、まずは上記の①情報不足と②能力不足の一助となるよう、係る調査・分析を行って提言を取りまとめた。③～⑥の課題については、今後の調査・分析に委ねたい。

1.3 目的

本稿は、より多くの自治体が都市間連携に参画し、限られたファンドが有効に活用され、多くの成果に繋がることを目的に、都市間連携に利用可能なファンド及びその利用実態を調査・分析し、ファンドの有効活用に関する提言を取りまとめたものである。これにより、連携する途上国都市の環境改善と本邦自治体や企業等の国際展開

能力の向上に資することを期待している。

上記の目的から、本稿は、主に、都市間連携の経験が浅い自治体、または、今後参画を検討している自治体、並びに、自治体と連携して環境技術や製品の海外展開を目指している企業等を主な読者層と想定して編集した。

1.4 調査方法と対象

本稿は、環境省の「平成 29 年度低炭素社会の構築に向けた都市間連携強化事業委託業務」⁵で行った「都市間連携実施強化に向けた資金メカニズムの調査」の結果を基に、追加調査を行い、平成 28 年度の同業務⁶の結果も合わせて、取りまとめたものである。調査にあたっては、インターネット上で公開されている二次情報の収集に加え、関係機関へのヒアリングを行った(国内自治体:計 17 自治体、関連国際機関:計 10 機関)。

国内の関係省庁やその他外郭団体等が提供しているファンド(以下、「国内ファンド」という)については、二次情報を基に、本邦自治体が都市間連携において直接・間接的に利用した実績がある、または、利用が可能だと考えられる公募型のファンドを網羅的に抽出した。その際、ファンドの目的や支援対象が人的交流や人材育成など、環境課題を対象としていないものであっても、都市間連携の実践に活用でき得ると考えられるファンドは対象に含めた。また、本邦自治体が直接利用できるファンドかどうかの判断は、公募要領等の応募団体に地方自治体または地方公共団体が明記されているか否かを基準とした。対象ファンドは本稿執筆時(2018 年 4 月～9 月時点)に、前年度(2017 年度)の実施が確認できたものに限つ

ており、名称変更や整理統合されたファンドについては対象から外した。なお、民間企業等が提供しているファンドにも都市間連携に活用可能なものがあるが、NPO や市民団体等を対象としたものが多いため、今回の調査では対象から外した。また、都道府県が市町村向けに出しているファンドについても対象外とした。

国際機関が提供しているファンド(以下、「海外ファンド」という)については、世界中でかなりの数が存在しているが、都市間連携に活用されている実績は非常に限られているため、国内ファンドのような網羅的な調査は行わず、代表的な国際機関が提供しているファンドのうち都市間連携で利用実績がある、あるいは、利用が今後見込めるものを抽出するに留めた。また、都市課題の解決や持続可能な都市経営を推進している国際的な都市ネットワークやプラットフォーム等(以下、「都市ネットワーク等」という)についても調査し、本邦自治体が海外ファンドを獲得したり国際機関と連携したりする際のアクセス・ポイントとしての活用可能性を探った。

都市間連携で活用されているファンドの対象地域は、便宜上、連携事例が最も多い東南アジア地域に絞って情報収集を行った。

⁵ 公益財団法人地球環境戦略研究機関(2018)平成 29 年度低炭素社会の構築に向けた都市間連携強化事業委託業務報告書。環境省。

⁶ 公益財団法人地球環境戦略研究機関(2017)平成 28 年度低炭素社会の構築に向けた都市間連携強化事業委託業務報告書。環境省。

2.自治体の海外展開背景

2.1 支援機関が自治体や企業の海外展開を支援するメリット

日本国内の経済は長期停滞が続いている一方で、経済成長が盛んなアジアの新興国では様々な分野でインフラ需要が伸びている。しかし、欧米諸国や中国等の新興国とのインフラ市場における国際競争も激化していることから、日本企業の海外インフラ市場での受注機会は必ずしも増えていない⁷。また、アジアの新興国の都市は様々な都市環境課題に直面しているが、課題の多くは、廃棄物、上下水、都市交通、保健衛生など、一つの技術・製品や企業だけでは対応しきれない都市スケールのものである。一方、本邦自治体は、高度経済成長期における公害克服の経験も含め、このような都市の課題克服の経験やノウハウを多く蓄積していることから、アジアの新興国都市のニーズに合致している。そのため、本邦自治体の経験・ノウハウと本邦企業の技術がタッグを組んで、アジアの新興国における都市課題解決に取り組めば、途上国都市の持続可能な開発と日本経済の活性化の両立を実現できる可能性がある。

本邦自治体や企業は、きめ細かいノウハウや技術を有しているだけでなく、事業を丁寧かつ確実に実施することも定評があるため、そのような技術やノウハウを持ち合わせていない国や支援機関にとって、途上国が本当に必要としている援助を実現し、さらにその実効性を担保する上で、本邦自治体や企業と連携することは有益である。

これらに加え、国や支援機関にとって、海外援助に本邦自治体を関与させる意義がいくつか挙げられる。例えば、一民間企業が海外で事業を行うには様々な許認可等の障壁があり、特に公益事業にはアクセスしにくい。本邦自治体が現地行政機関との仲介役・橋渡し役を担ってくれば、本邦企業等の海外展開のハードルを下げることが期待できる。また、税金を原資とする公的資金を用いた支援を行う際、営利目的の民間企業よりも、主に公益事業に協力している自治体の方が支援しやすいという側面もある。

2.2 海外展開支援に関連する施策の動向

上記のような背景から、日本政府は、近年、自治体や企業等の海外展開支援施策を相次いで打ち出している。2010年6月には、「新成長戦略」が閣議決定され、新興国のインフラ市場で日本企業の受注を後押しするため、「パッケージ型インフラ」の海外展開を推進する方針が打ち出された。2013年3月には、内閣官房に「経協インフラ戦略会議」が設けられ、官民一体で日本企業によるインフラシステムの海外展開を支援する体制が整備された(図2)。2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略—JAPAN is BACK—」では、日本企業や自治体によるインフラ輸出を拡大するため、ODA等を戦略的に活用することが盛り込まれた。2015年2月には我が国のODA

施策の根幹をなす開発協力大綱が閣議決定され、ODAにおける民間の資金・活動との連携強化の一環として、自治体との連携が言及された。また、2017年5月に改定された「インフラシステム輸出戦略」では、自治体がプロジェクトの上流段階から参画できる提案型スキームの充実等が盛り込まれている。環境省が2017年7月に策定した「環境インフラ海外展開基本戦略」においても、自治体との連携の必要性が言及され、本邦自治体の有する持続可能な都市・低炭素社会形成の経験やノウハウを活用し、都市レベルでのマスタープラン作成等を支援するとともに、個別プロジェクトのニーズを同定、案件形成を支援することも盛り込まれた。

⁷ 植村・坂谷・益田・章・何徳 (2017) インフラ輸出における日中の競争と補完. 知的資産創造 2017年11月号. 野村総合研究所.

後国内ファンドが大幅に増加することはあまり期待できな
いと考えられる。そのため、ファンド提供機関は、限られた
ファンドでより多くの成果が出るようにするため、スキーム
や支援の仕組の改善が必要である。また、自治体や企

業側も、このような事情を念頭に置いて、対象事業や連
携相手を絞り込んだ、よりフォーカスした取組への転換が
求められる。

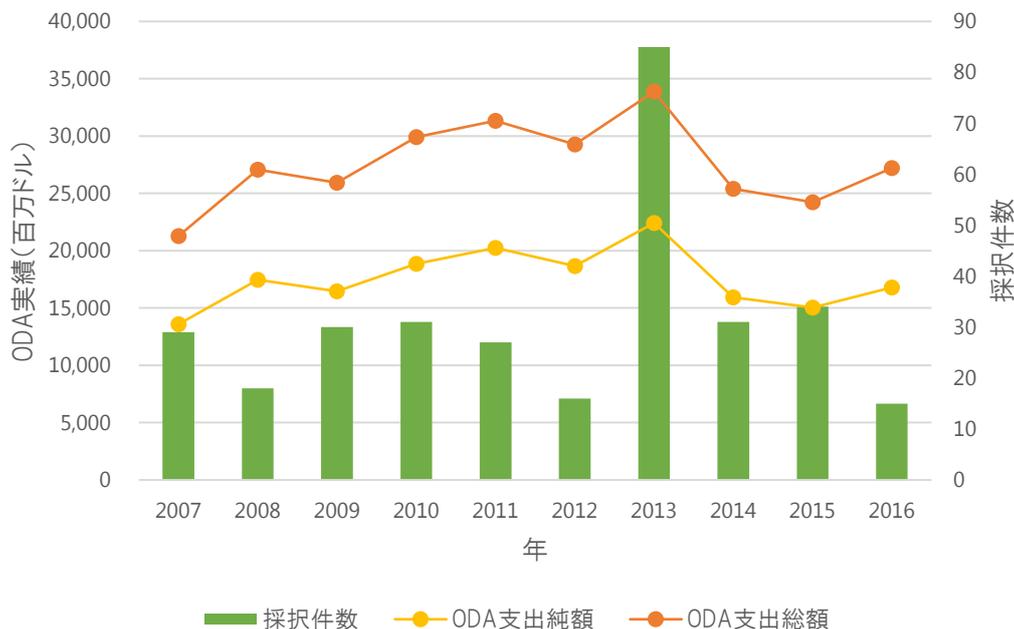


図3. 2007～2016年における日本のODA支出総額・支出純額とJICA草の根技術協力事業(地域提案型、地域活性化特別枠)の採択件数の推移(JICA³及び外務省⁹のデータを用いて著者が作成)

2.5 自治体の海外展開背景のまとめ

- アジアの新興国都市の環境改善や開発ニーズに対応するためには、本邦自治体の経験・ノウハウと本邦企業の技術がタッグを組んで取り組むことが有効であり、海外援助に自治体を関与させると、企業の海外展開のハードルを下げたり、事業の実効性を担保できたりするなど様々なメリットが期待できる。
- 2010年の「新成長戦略」の閣議決定を契機に、企業やNPO、自治体の海外展開を後押しする機運が向上し、本邦自治体が都市間連携において直接・間接的に利用できる国内ファンドが多く提供されるようになった。
- 自治体にとっては、都市間連携に国の公的資金を使えると、国のODA事業や地球規模の環境問題の解決に協力するという大義名分ができ、より大きなインパクトや成果が期待できるなど、財政的な負担軽減以外にも様々なメリットがあるため、潜在的なファンド利用ニーズは多いと考えられる。
- 我が国のODA実績等の推移から勘案すると、国内ファンドの種類や額の増加は今後あまり見込めないと考えられるため、限られたファンドでより多くの成果が出るように、スキームや支援の仕組の改善が必要である。**(⇒ファンド提供機関への提案)** また、自治体や企業側も、対象事業や連携相手を絞り込んだ、よりフォーカスした取組への転換が必要である。**(⇒自治体への提案)**

⁹ 外務省：ODA実績(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html>)

3. 国内ファンド

3.1 国内ファンドの種類と傾向

本調査のスコープにおいて二次情報を基に抽出・整理した、関係行政機関が提供している、本邦自治体が都市間連携において直接・間接的に利用した実績がある、または、利用が可能だと考えられた公募型の国内ファンドは、計 31 件であった。インターネット上などで公開されている各ファンドの情報を基に、提供機関と支援対象事業を表1に整理した。抽出した国内ファンドの全体的な傾向等は下記の通りである。また、各ファンドの概要は別添資料を参照されたい。本調査で抽出した 31 件の国内ファンドを俯瞰すると、ファンドの対象や期間、金額などで極端な偏りや不足は見られず、全体的に充実している印象を受けた。

(1)ファンド提供機関と支援対象団体

本調査で抽出した国内ファンドの提供機関を、自治体によるファンドの直接利用可否別にして図 4 に示した。自治体が直接申請して活用できるファンド(公募要領の応募団体に地方自治体または地方公共団体が明記されているファンド)は 10 件あり、一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)、独立行政法人国際協力機構(JICA)、外務省、国土交通省、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)から提供されている。残り 21 件のファンドは、民間企業の海外展開や NGO・団体等の草の根協力、研究機関の学術連携等を支援対象としているものであるが、自治体は、共同提案者または協力者として事業に参画することにより、都市間連携に間接的にファンドを利用することが可能だと考えられる。

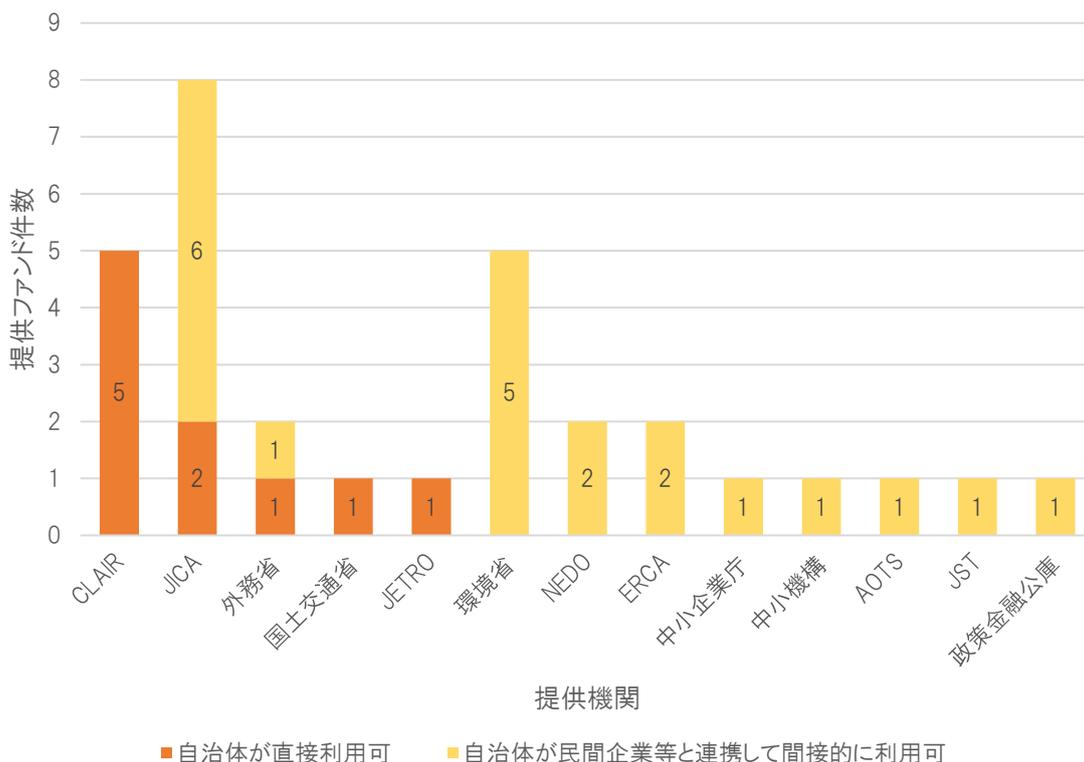


図 4. 自治体が直接または間接的に都市間連携に利用できると考えられた国内ファンド(計 31 件)の提供機関における自治体のファンドの直接利用可否別のファンド件数

表 1. 自治体が直接または間接的に都市間連携に利用できると考えられた国内ファンドと支援対象事業の一覧
(ファンドの順番は、自治体の直接利用可否及び提供機関別にそれぞれ五十音順とした)

自治体の関与	主たる提供機関	ファンド名称	支援対象事業						別添資料番号		
			専門家派遣	人物交流 セミナー 研修	調査	実証	ビジネス展開	融資		機材供与 設備整備	
自治体が直接利用可	外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力							●	1	
	国際協力機構 (JICA)	草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)	●	●	●						2
		地方自治体と連携した無償資金協力	●	●	●				●		3
	国土交通省	下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)			●	●					4
	自治体国際化協会 (CLAIR)	自治体国際協力専門家派遣事業	●								5
		自治体職員協力交流事業(LGOTP)	●	●							6
		地域間交流促進プログラム(海外研修)	●	●							7
		自治体国際協力推進事業(モデル事業)	●	●	●						8
	日本貿易振興機構 (JETRO)	海外販路開拓支援事業			●		●				9
		地域間交流支援事業(RIT 事業)			●		●				10
自治体が民間企業等と連携して間接的に利用可	海外産業人材育成協会(AOTS)	低炭素技術輸出促進人材育成支援事業	●	●							11
	外務省	事業・運営権対応型無償資金協力			●				●		12
	科学技術振興機構 (JST)	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)		●	●						13
	環境再生保全機構 (ERCA)	環境研究総合推進費			●						14
		地球環境基金	●	●	●						15
	環境省	低炭素社会実現のための都市間連携事業			●		●				16
		二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業								●	17
		途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業			●	●					18
		アジア水環境改善モデル事業			●	●	●				19
	国際協力機構 (JICA)	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業			●		●				20
		途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査			●		●				21
		中小企業・SDGs ビジネス支援事業			●	●	●				22
		開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業	●	●		●	●				23
		協力準備調査(PPP インフラ事業)			●		●				24
		技術協力プロジェクト	●	●					●		25
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)	海外投融資							●	●	26
		エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業			●	●					27
	中小企業基盤整備機構	民間主導による低炭素技術普及促進事業			●	●					28
海外ビジネス戦略推進支援事業				●		●				29	
中小企業庁	JAPAN ブランド育成支援事業		●	●		●				30	
日本政策金融公庫	海外展開・事業再編資金							●	●	31	

(2) 支援対象事業

表 1 に示した通り、本調査で抽出した 31 件の国内ファンドの支援対象事業は幅広く、専門家や自治体職員派遣等の人物交流、研修やセミナーの開催、各種調査(基礎情報収集調査、準備調査、マーケット調査、実現可能性調査等)、提案製品や技術等の優位性を現地で実証する実証事業、ビジネス展開のための事業計画策定や普及活動、資金の融資、インフラや設備等の整備・建設や機材供与等、多岐にわたっていた。支援対象事業は、調査(21 件)が最も多く、次いでセミナー・研修(11 件)、

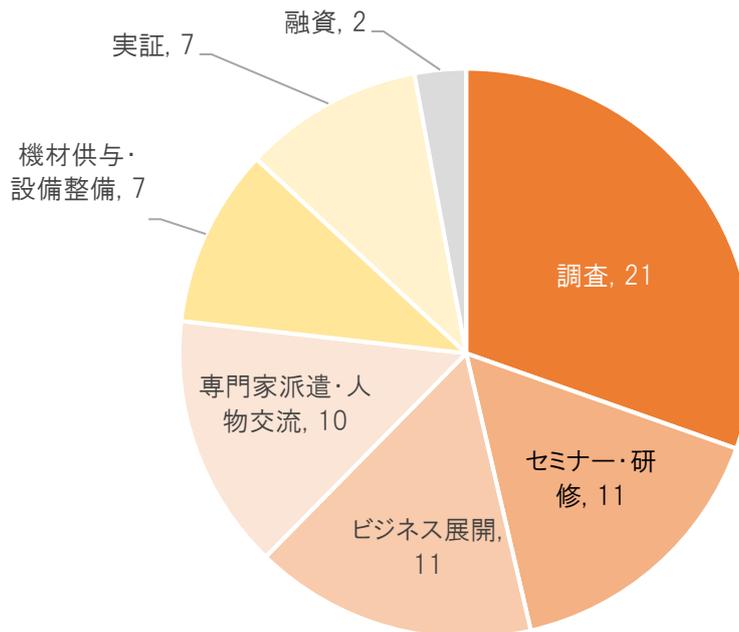


図 5. 自治体が直接または間接的に都市間連携に利用できると考えられた国内ファンド(計 31 件)における支援対象事業の件数内訳

(3) 支援対象国・地域・分野

支援対象国・地域は特に定めていないファンドが多かったが、二国間クレジット制度(JCM)の関連ファンドは JCM 署名国に限るなどと制限されているファンドもいくつかあった。

支援対象分野も特に定めていないファンドが多かったが、環境省事業では、GHG 削減、省エネ、上下水、廃棄物、生物多様性保全などと、特定の技術分野が指定されているものが多かった。

(4) 支援金額、実施期間

支援金額の上限は、用途によって、数百万円のものから、数千万円、1 億円以上のもまで幅広く存在していた。また、事業費を 100% 補助するファンドと、補助率が 3 分の 2 や 2 分の 1 といった部分補助をするファンドに分かれていた。

事業の実施期間(助成期間)は、研修などを対象とし

ビジネス展開(11 件)、専門家派遣・人物交流(10 件)、が多かった。最も少なかったのは融資(2 件)で、機材供与・設備整備(7 件)、実証(7 件)も比較的少なかった(図 5)。全体的に極端な偏りは見られなかったことから、都市間連携の事業のステップやニーズに応じて、複数の選択肢の中から適切なファンドを選択し、事業の継続や発展を図りやすい状況であるとは言えるが、事業化を促す観点からは、より事業化の出口に近い実証や設備補助を支援するファンドの拡充が必要だと考えられる。

た数日間から数ヶ月間の短期間のももあるが、プロジェクトへの支援スキームでは、1 年間で 7 件と最も多かった。一方、2 年間(2 件)、3 年間(6 件)、1~3 年間など事業内容に応じて選択可能なもの(7 件)など、特に期間を明記していないファンドも含め、複数年間契約の事業も決して少なくなかった。最も実施期間が長い事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)が JICA と連携して提供している地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)で、3~5 年間だった。

(5) 支援実績

提供機関がインターネット上で公表している直近の年度における単年度の支援実績では、政策金融公庫が提供している海外展開・事業再編資金の 1541 件(平成 27 年度実績)と外務省が提供している草の根・人間の安全保障無償資金協力の 822 件(平成 28 年度実績)が突出して多かった。その次に多かったのは、JICA が提供し

ている技術協力プロジェクトの 138 件(平成 27 年度実績)と中小企業・SDGs ビジネス支援事業の 131 件(平成 29

年度実績)であった。これら以外のファンドは、年間数件から数十件のファンドが大半であった(図 6)。

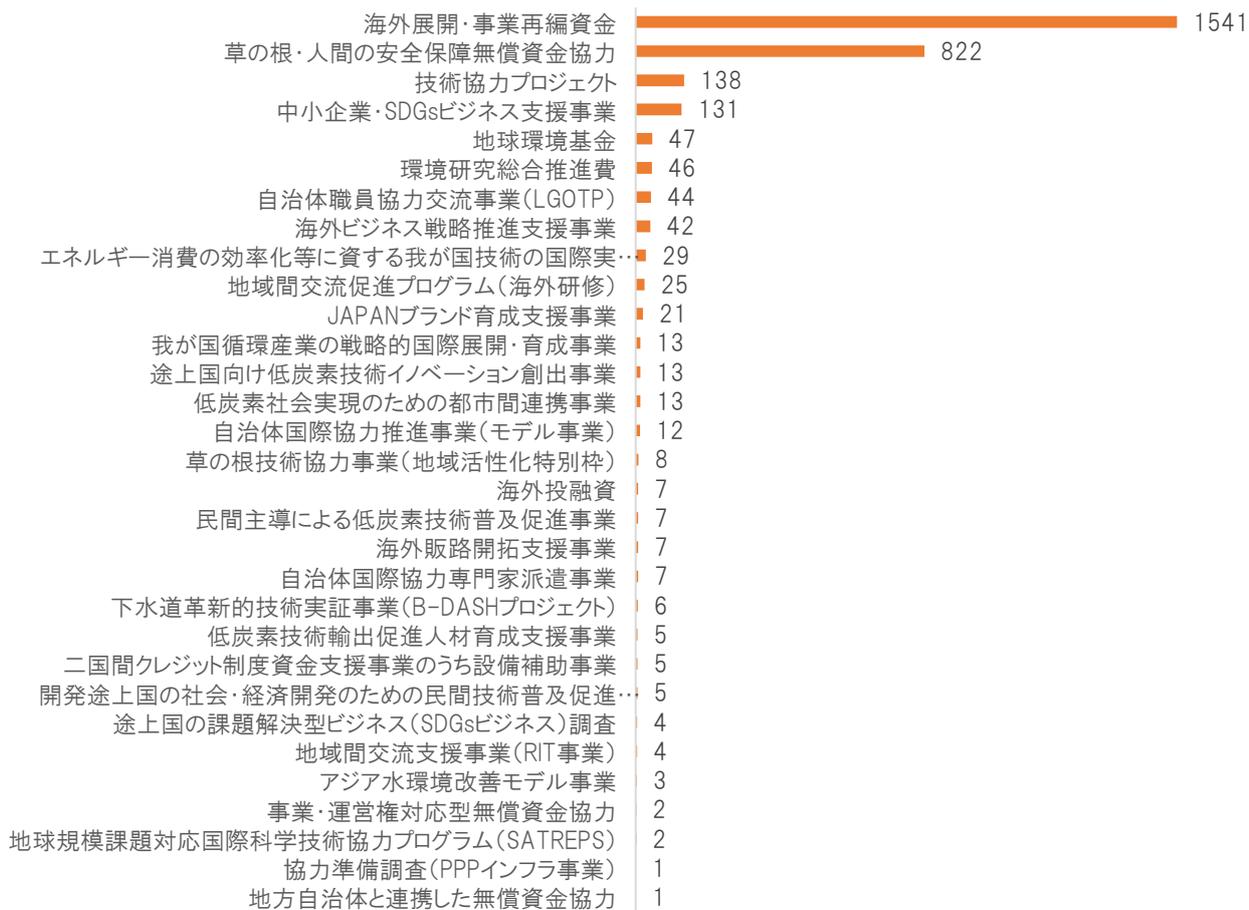


図 6. 自治体が直接または間接的に都市間連携に利用できると考えられた国内ファンド(計 31 件)における単年度(平成 27~29 年度)の採択件数

3.2 国内ファンドを利用している自治体の傾向

国内ファンドは、どのような自治体にどれぐらい利用されているのかを把握するため、サンプルとして、都市間連携に一般的に活用されている代表的な 2 つのファンドとして、JICA の草の根技術協力事業と環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業について、自治体別の採択件数を調べた。

JICA の草の根技術協力事業において自治体を対象としたファンドは、2005 年度から 2012 年度までは「地域提案型」と呼ばれ、2013 年度以降は「地域活性化特別枠」と名称を変更している。2007 年度から 2017 年度までの

過去 10 年間の全採択案件(計 324 件)を集計した結果、114 の自治体または自治体組織が採択を受けており、そのうちの約半分の 50 の自治体は、10 年間で 1 件のみの採択実績だった。一方、過去 10 年間で 2 件以上採択を受けている自治体の中では、北九州市が 27 件と最も採択件数が多く、次いで横浜市(13 件)、埼玉県(12 件)、香川県(10 件)の順に多かった(図 7)。また、自治体のタイプ別では、134 件(41%)が都道府県、84 件(26%)が政令指定都市、そして、その他自治体が 106 件(33%)と、全体の 7 割近くが大規模自治体で占められていた。

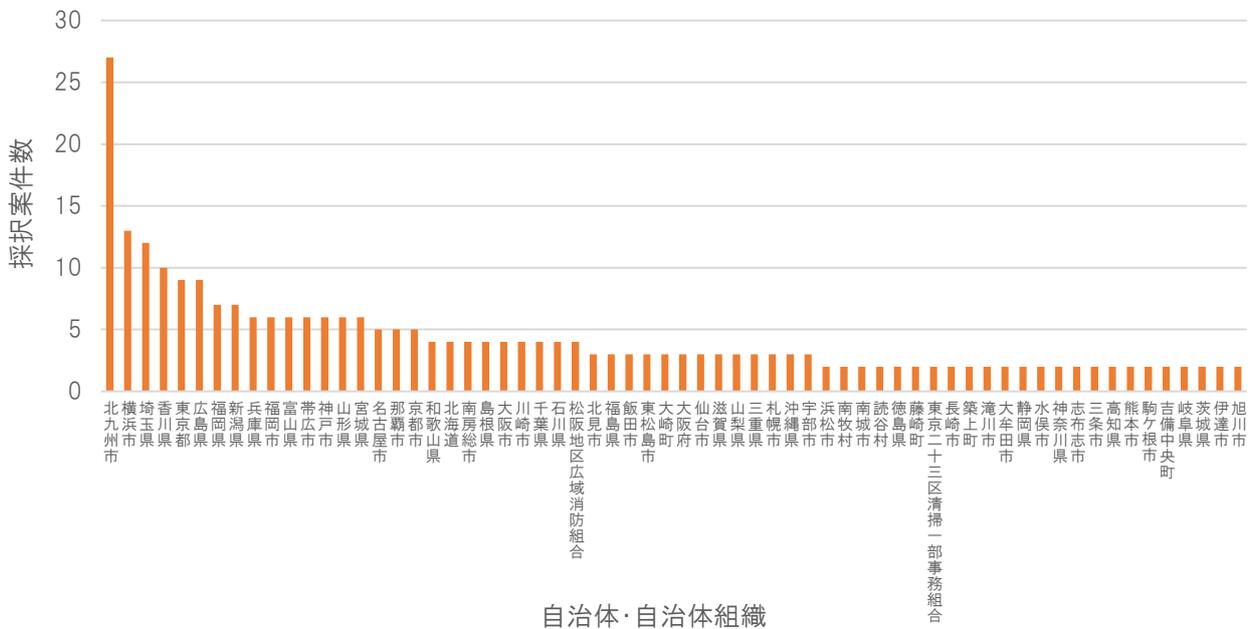


図7 過去10年間(2007~2017年度)におけるJICA草の根技術協力事業(地域提案型、地域活性化特別枠)のうち、採択回数が2件以上あった自治体または自治体組織の採択件数(JICA³のデータを用いて著者が作成)

環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業は、事業が開始された2013年度から翌年の2014年度にかけては、「アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模形成可能性調査」と称し、自治体が関わる採択案件と企業だけの採択案件が混在していた。2015年度には「低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査」と名称を変更し、自治体が参画して都市間連携に基づいて実施するスキームに変更された。また、2017年度以降は、「低炭素社会実現のための都市間連携事業」と改名している。事業が始まった2013

年以降の過去6年間(2013~2018年度)の全採択案件のうち、自治体または自治体組織が提案主体または共同提案者に名を連ねているか、あるいは、都市間連携に基づいた実施が明記された採択案件(計82件)では、11の自治体または自治体組織しか採択実績がなかった。その内訳は、北九州市が26件と最も採択案件数が多く、次いで横浜市(14件)、川崎市(13件)、大阪市(8件)の順に多かった。自治体のタイプ別では、福岡市と富山市以外は全て政令指定都市か都道府県だった(図8)。

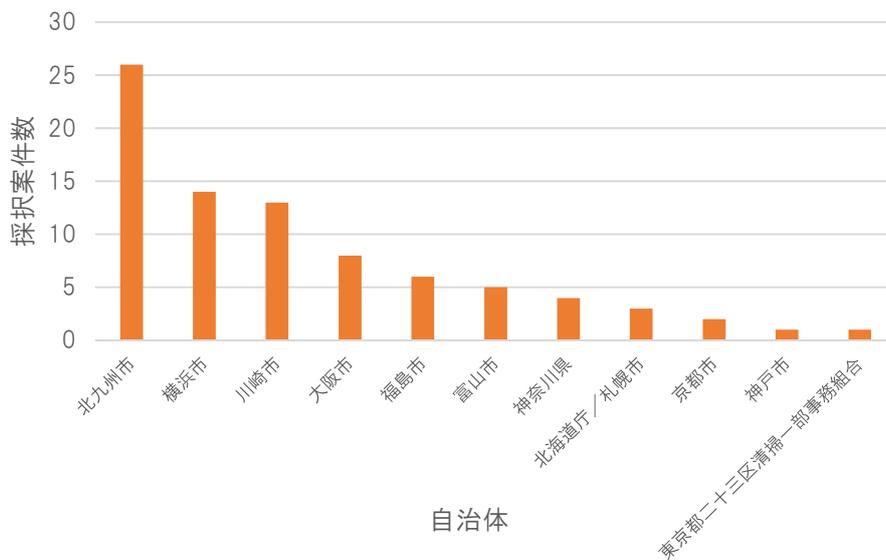


図8. 2013~2018年度における環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業の自治体または自治体組織の採択件数(環境省⁴のデータを用いて著者が作成)

JICA の草の根技術協力事業と環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業の集計結果から、採択自治体は、都道府県や政令指定都市など、財政や職員数などに比較的余裕がある大規模自治体が多く、かつ、特定の自治体に採択が偏っている傾向が伺えた。過去 10 年間の JICA の草の根技術協力事業の競争率は平均して約 1.6 倍、環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業の競争率は平均して約 2.0 倍(自治体が関与していない提案案件も含む)と、申請を出せば誰でも採択されるという状況ではないことから、このようなファンドの

申請や運用手続き等の扱いに慣れていて、国際協力の実績、経験、実行力があり、協力ネタ(技術やノウハウ)が明確な自治体が有利であることが伺えた。また、そのような自治体であれば、同じファンドに複数回申請して採択を受けることも可能であることが示唆された。このような偏りを少なくするためには、自治体へのファンドに関する情報発信を推進するとともに、国際協力を実施するための人材や体制が整っていない小規模自治体でも参画しやすい仕組みづくり(例えば、手続きが簡易な少額の支援スキームの導入や、専門機関やコンサルタントによるサポート機能など)も必要だと考えられる。

3.3 国内ファンドを利用したファンディング戦略の類型化

都市間連携においてファンドの利用形態は様々だが、複数のファンドを上手く活用して、都市間連携において必要な事業を途切れず継続・発展させ、事業の目的を達成したいという意向はどの自治体でも変わらないと考えられる。ここでは、そのような、複数のファンド(国内ファンド

中心)を都市間連携に上手く活用している事例を基に、ファンドの有効活用方策を下記の 3 通りに類型化し、ファンディング戦略の違いとファンドの利用状況を比較してみた(図 9)。

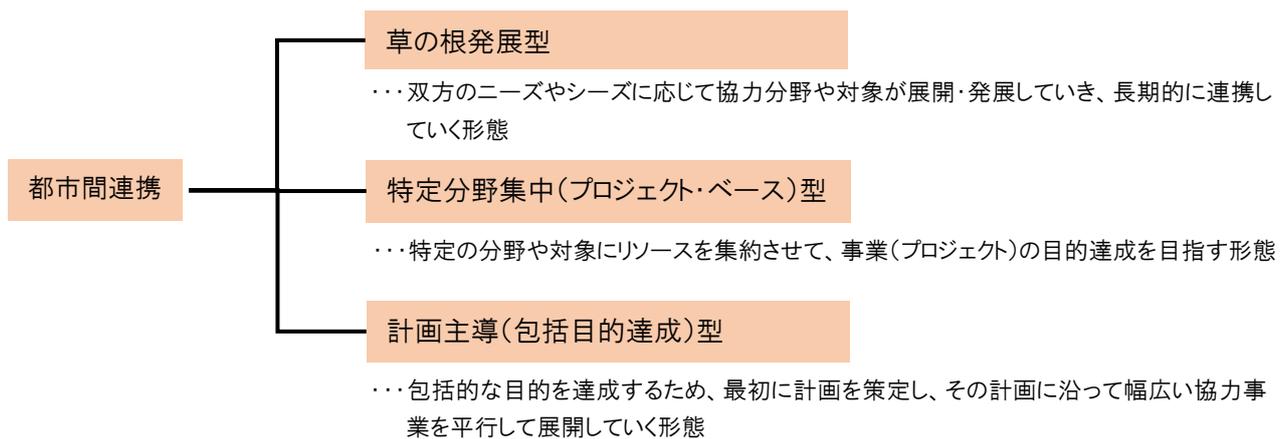


図 9. 国内ファンドを利用したファンディング戦略の類型化

(1) 草の根発展型

北九州市とスラバヤ市との都市間連携の歴史は古く、公式な交流事業が始まった 1997 年から約 20 年が経過している。当初は、人材交流から始まり、現地側のニーズを基に、廃棄物管理の改善事業が JICA 草の根技術協力事業、国際協力銀行(JBIC)の支援、地球環境基金の支援などを活用して細々と続けられていった。これらの取組を通して、現地に根ざした「高倉式コンポスト」技術が生まれ、スラバヤ市の努力も合わさって、廃棄物発生量を 5 年間で 30%程度削減することに成功し、環境先進都市としてのスラバヤ市の土台が形作られていった。その後も、廃棄物分野での協力は、事業系廃棄物や廃棄物分野からの温室効果ガスの削減などへと対象が展開

していった傍ら、連携分野は、上下水道、エネルギー、衛生環境と徐々に広がりを見せていった。そして、これらを通して醸成された信頼関係を基に、2011 年には戦略環境パートナーシップ共同声明が出され、2012 年には環境姉妹都市連携が締結されている¹⁰。

この北九州市とスラバヤ市との連携は、環境技術協力という大枠のビジョンの下、人材交流や草の根的な技術協力を行いながら、スラバヤ市側のニーズや北九州市側のシーズ(提供可能な技術、ノウハウ等)の状況に応じて、徐々に幅広い分野に展開していったことが特徴である。また、20 年間という長きに渡って連携協力が継続・発展してきた背景には、両市の連携努力だけでなく、それらを支える様々なファンドの存在があったことも見逃せ

¹⁰ 赤木・片岡・林・日比野・大田・Nuzir(2018)持続可能な社会への挑戦—北九州市とアジア都市との連携. IGES Discussion Paper. IGES

ない。特に、2010年に「新成長戦略」が閣議決定され、海外へのインフラ展開支援を打ち出した時期を境に、事業が一気に増えていることから、そのような社会的な要因も連携事業増加の後押しになっていたことが伺える。ファンドは国内ファンド中心に幅広い種類のものが活用され、

事業によっては複数のファンドを使って継続・発展が図られている(図10)。これらの取組を通して市内の美化をはじめ様々な連携成果が出ているが、ビジネスの観点からはいずれも事業化には至ってはいないため、海外ビジネス展開の難しさも浮き彫りにしている¹⁰。

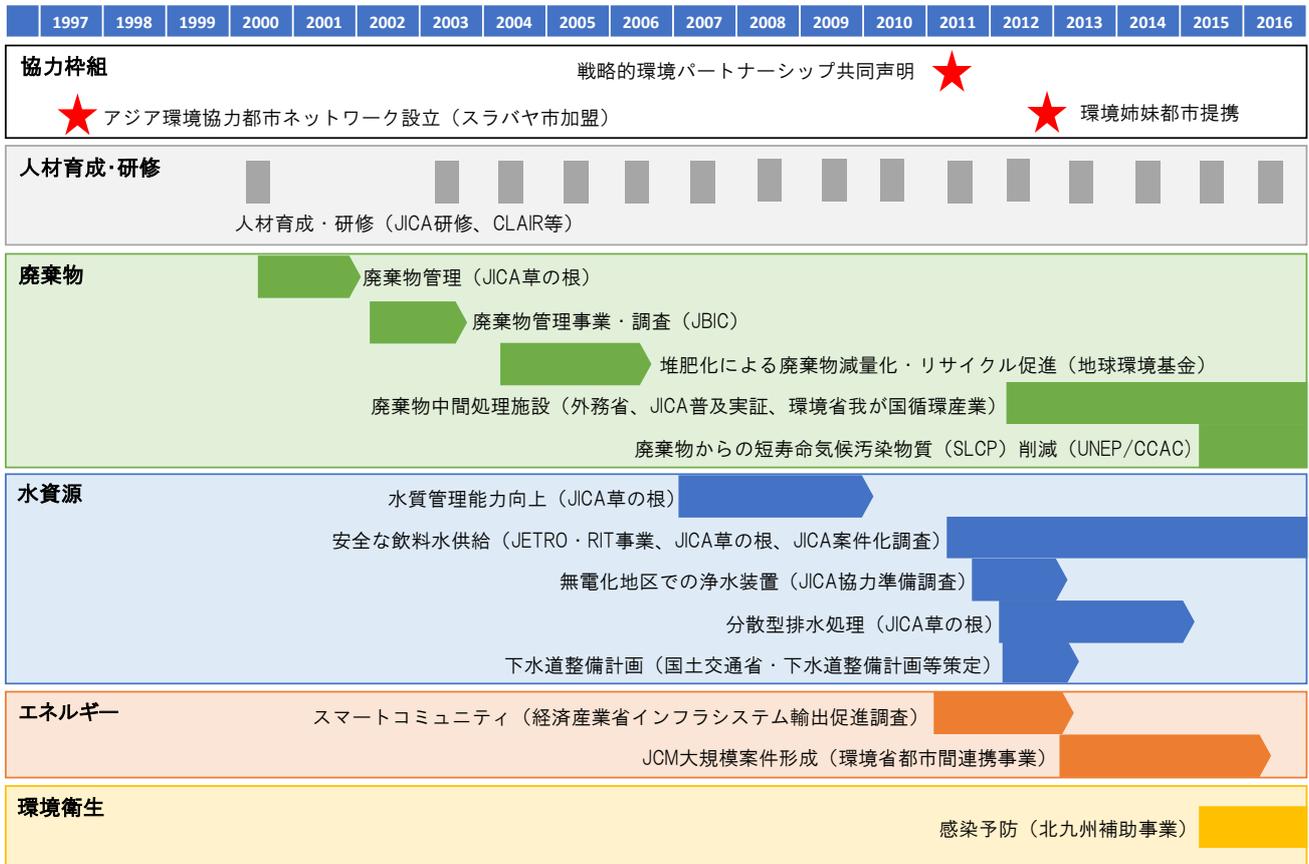


図10. 北九州市とスラバヤ市との主な連携取組の変遷と利用ファンド(赤木ら(2018)¹⁰を基に著者が改変)

(2) 特定分野集中(プロジェクト・ベース)型

北九州市とプノンペン都との上水道分野における協力は、1999年に北九州市がJICA専門家を派遣したことに始まり、その後JICA小規模開発パートナー事業、JICA水道事業能力開発プロジェクトを経て、プノンペン都の水道インフラの整備、管理能力、品質の大幅向上を実現し、「プノンペンの奇跡」と呼ばれるようになった。また、その実績を基に、カンボジアの他の主要地方都市での水道事業の整備・改善協力につながっていった(JICA水道事業能力開発プロジェクト第2期、第3期)。さらに、プノンペン都では、水道事業の実績を踏まえて、下水・排水施設の改善へと協力分野が展開していき、JICA都市下水・排水改善プロジェクト、JICA草の根技術協力事業が実施された。いずれの事業も、北九州市の上下水道局が担当し、一貫した協力が行われてきたことが特徴である。また、これらの展開に合わせて、上下水道分野の協力やビジネスをサポートする枠組が次々に形作られていき、2016年の姉妹都市協定の締結や、具体的なビジネス化

(シムリアップ市における上水道拡張事業の国際競争入札の受注等)に至った¹⁰(図11)。

この北九州市とプノンペン都との連携事例は、水道サービスの改善という明確な目的の下、北九州市が得意としている水道分野に集中して連携都市に協力を行ったことから、具体的な成果に結びつき、その評価を基に次々にファンド獲得機会が増えて事業が継続・展開し、プノンペン都だけでなく、他の都市や国レベルまで展開していったことが特徴である。この事例では、JICAの関連ファンドばかりを長きに渡って次々に活用しているが、JICAは相手国(この場合カンボジア政府)からの要請に基づいて動くことと、専門家派遣から調査、実証事業、インフラ整備まで幅広いスキームを有しているため、一旦具体的な成果を出して相手国政府(及びJICA)から確たる信頼を得られれば、このように複数のJICAファンドを相乗的に利用することができ、協力目的の達成が可能であることを示している。

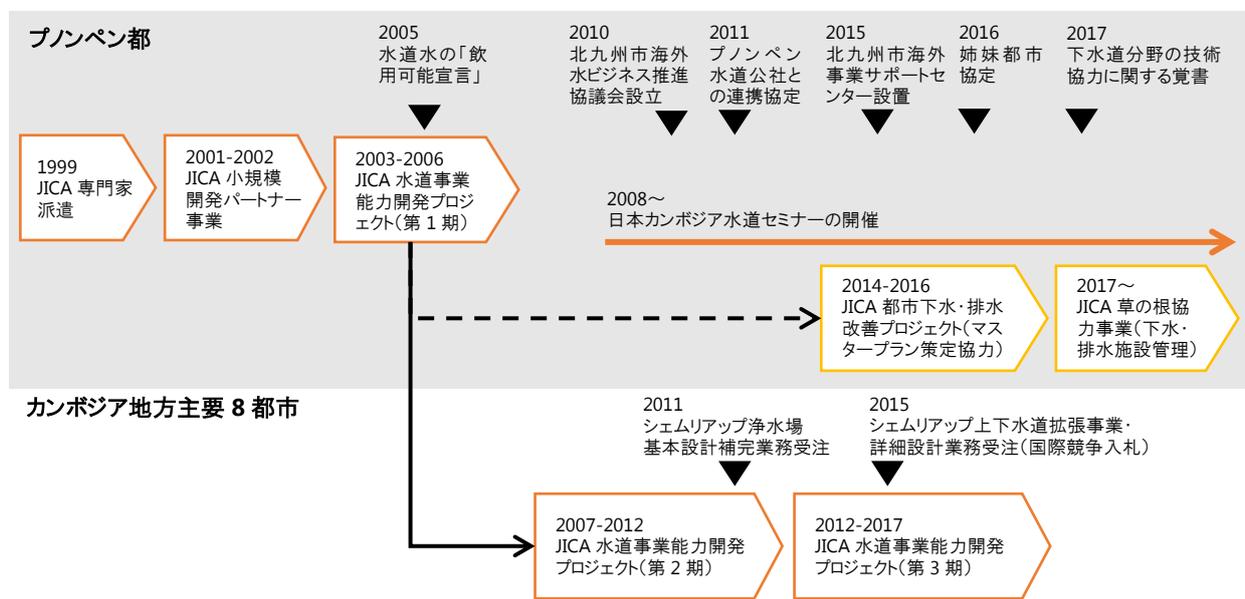


図 11. 北九州市とカンボジア主要都市との上下水道に関する主な連携取組の変遷と利用ファンド (赤木ら(2018)¹⁰を基に著者が作成)

(3) 計画主導(包括目的達成)型

横浜市とダナン市とは、2013 年に「持続可能な都市発展に向けた技術協力に関する覚書」を締結し、2014 年から 2016 年にかけて JICA 情報収集・確認調査を活用して、ダナン市における持続的・統合的開発の促進に必要な情報収集を行い、現状・課題の整理と、各開発課題に対するアクションプランの作成を行った。同事業では、横浜市の 6 大事業を参考に、ダナン市の 6 大分野横断アクションを策定。また、連携協議のプラットフォームとしてダナン都市開発フォーラムを設立し、同事業期間中に計 4 回開催している¹¹。同事業終了後には、都市開発アクションプランを基に、幅広いセクターで事業を展開していった。事業の実施で活用したファンドは、JICA スキームだけでなく、環境省スキーム、経済産業省スキームも含まれていた(図 12)。これらの取組から、2016 年には JCM 設備補助事業(ダナン市水道公社の浄水場におけるポンプを高効率ポンプに更新)の採択につながっている。また、ダナン都市開発フォーラムは同事業終了後も連携

プラットフォームとして継続的に開催され、年々現地側民間企業の参加数も増え、その結果、公共事業に加えて B to B 事業の案件候補も生まれてきているという。

この横浜市とダナン市との連携事例は、都市開発アクションプランの策定という上流段階から連携を開始し、そこでできた計画を最大限に有効活用して、幅広いアクションの実施につなげていることが特徴である。このような海外自治体の計画文書に記載されているアクションは、現状・課題を分析した基礎調査の結果を基に、行政的な調整や判断を踏まえて厳選されているため、ドナーに対する説得力が強く、ファンドを得やすい利点がある。また、都市開発アクションプランの作成だけに留まらず、ダナン都市開発フォーラムを平行して構築し、継続的に開催してきたことは、幅広い現地関係者を巻き込んで良好なコミュニケーションを図っていく上で有効な手段であり、アクションプランから派生した各種フォローアップ事業を円滑に進める上でも効果的だと考えられる。このような幅広い分野の事業を同時並行的に実施するには、それぞれに適したファンドを選択する必要がある。

¹¹ 横浜市記者発表資料(平成 28 年 3 月 24 日)「ベトナム国ダナン市との都市づくりに関する覚書を更新しました」

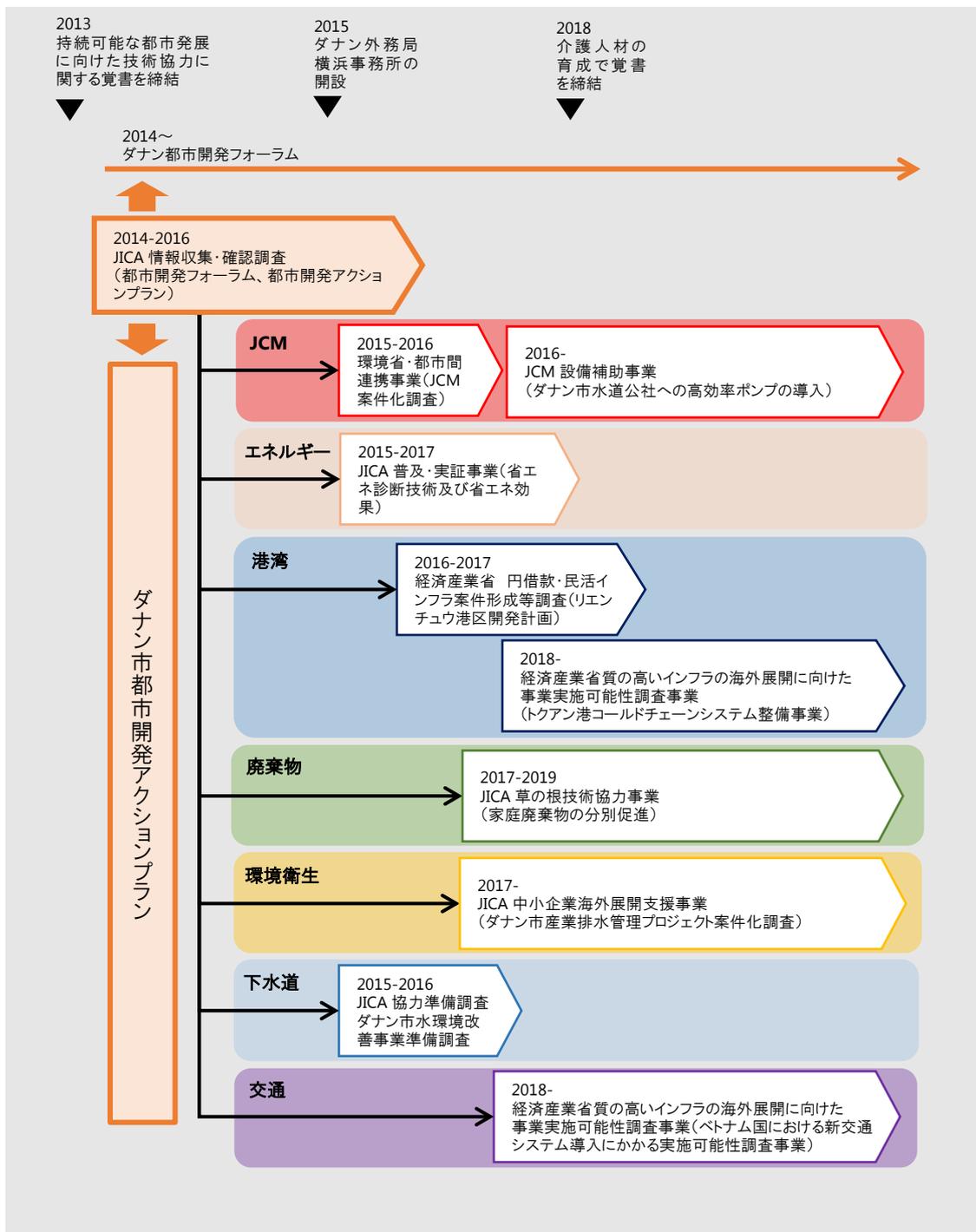


図 12. 横浜市とダナン市との主な連携取組の変遷と利用ファンド
(横浜市記者発表資料¹¹及び横浜市へのヒアリングを基に著者が作成)

3.4 国内ファンド利用の課題と利点

都市間連携を実施している、もしくは都市間連携に興味を示している計 17 の自治体に対して行ったヒアリングの結果、都市間連携における外部資金(主に国内ファンド)の利用に関する方針、課題、要望には以下のような点が挙げられた。

<利用方針>

- 国際協力・連携に係る費用は、できるだけ外部資金を活用し、自治体予算の持ち出しを少なくしている(複数回答)。
- 姉妹都市や友好都市などフォーマルな枠組の場合は、自治体予算を使いつつ、必要に応じて外部資金で補うようにしている。
- 都市間連携に活用可能なファンドはできるだけ活用していく。
- 市内企業や途上国のニーズに基づき、どのファンドが適切か判断するようにしている。

<課題>

- 外部資金を中心に活動しているため、外部資金が獲得できないと連携関係もストップしてしまう懸念がある。
- ファンドの利用実績は使い勝手が分かっている JICA や環境省などの特定のファンドに偏っている。
- 単年度業務は、諸手続きにかかる労力の割合が大きくなるため、実際の活動に割ける時間が限られる。
- 予算規模が大きく、複数年度(できれば3年間程度)契約のファンドでないと、具体的な成果に結びつきにくい。
- 実質的な補助上限額が小さいため、適用可能な案件が限られている。
- 国によって経済力が異なるため、一律に同じ補助率を適用するのが適切かどうか検討の余地がある。
- ファンドの支援対象が連携相手都市のニーズと必ずしも一致しない場合がある。
- 異なるファンドを同じ都市に活用すると、個々のファンドに対する成果を出すことが優先され、本来の支援目的とずれが生じるケースがある。

<要望>

- パイロット事業、実証プロジェクト、設備補助、都市インフラ整備など事業化に近いプロジェクトを支援するファンドの拡充が望まれる。(複数回答)
- 都市インフラなど大規模案件の機運が高まった際に活用できるファンド(及びそのようなファンドを想定した事前調査スキーム)があると良い。
- 案件形成支援だけでは広がりに限られるため、計画策定支援のようなトータルな視点に基づいたスキームも必要(政策支援は実施期間が1年間だけだと短いため、より長い事業期間が望まれる)。
- 採択されてから契約が締結されるまでの期間が長いファンドがあり、契約締結までの準備期間も先方との協議や合意形成のため現地に渡航する必要があるが、契約前の経費は支援されないため持ち出しでの支出となっている。採択されたら、契約前の準備費用として一定額の支給があると良い。
- 自治体の負担を軽減するため公的機関(研究機関や財団等)のサポートを得られるファンドがあると良い。
- 息の長い協力を可能とする小規模なファンド(例えば、年1回の研修を支援するスキーム)があると良い。
- 連携相手都市担当者の理解を深めてもらうための訪日研修のファンドがあると良い。
- 海外ファンドの情報が不足している。特に、カウンターパートの海外都市が使える海外ファンドについての情報があると有益。
- 協力用途毎にファンドを選べるように、ワンストップのポータルサイトのようなものがあると助かる。

これらから、自治体が都市間連携を行う際に、国内ファンドの支援に大きく依存していることが伺える。その一方で、多くの自治体が既存の国内ファンド・スキームに満足しておらず、自治体が目指している都市間連携を実践するためには、国内ファンド・スキームの改善が必要だと考

えていることも伺えた。

国内ファンドの多くは国が公的資金を活用して提供しているため、様々な制約がある。上記ヒアリング結果で示された課題のうち、手続き面や単年度業務の課題、支援額が少ない課題などは、公的資金を利用するにあたって

の予算的制約や、資金使途の透明性・実効性・公平性を担保する必要性から、ある程度は避けられない部分であると考えられる。逆に、国が公的資金を使って提供しているが故に、自治体が安心して利用でき、国の施策に協力する大義名分もできるため、そのようなプラスの側面も評価されて然るべきだと思われる。

他方、実証や設備補助、大規模インフラ案件など、より事業化の「出口」に近い部分を支援するスキームが足り

ないと感じている自治体が多かったことは、図 5 で示した結果とも合致している。この解決には、単に事業化に近いスキームを増やせばよいというものではなく、単発の実現可能性調査ばかりで終わらないように、本当に必要とされている事業に対して支援が行き届くよう、事業の「入口」の精査の強化も必要だと思われる。その上で、調査から事業化までシームレスに続けられるスキームや支援の仕組の構築が必要だと考えられる。

3.5 国内ファンドまとめ

- 本調査では、自治体が都市間連携に直接または間接的に利用することができると考えられた国内ファンドを計 31 件抽出して整理を行った。抽出した国内ファンドの選択肢は幅広く、支援対象事業にも極端な偏りは見られなかったことから、都市間連携の事業のステップやニーズに応じて、複数の選択肢の中から適切なファンドを選択し、事業の継続や発展を図りやすい状況であると考えられる。一方、事業化の出口に近い実証や設備補助を支援するファンドが比較的少なかったことから、事業化を促す観点からは、これらのファンドの拡充が必要だと思われる。(⇒**ファンド提供機関への提案**)
- 国内ファンドは、一部の自治体の利用頻度が高く、大規模自治体に採択が偏っている実態が浮き彫りになった。より多くの自治体に利用してもらうためには、自治体へのファンドに関する情報発信を推進するとともに、国際協力を実施するための人材や体制が整っていない小規模自治体でも参画しやすい仕組づくりも必

要だと考えられる。(⇒**ファンド提供機関への提案**)

- 17 の本邦自治体へのヒアリングから、多くの自治体が既存の国内ファンド・スキームに満足しておらず、利用側の観点から改善余地があることが伺えた。公的資金を使っているための制約はある程度許容していく必要があるが、それが及ばない範囲においては、本当に必要とされている事業に対して、調査から事業化までシームレスに続けられるスキームや仕組を構築していく必要がある。(⇒**ファンド提供機関への提案**)
- 自治体が複数のファンドを都市間連携に上手く活用している事例を基に、事業を途切れず継続・発展させるためのファンディング戦略を 3 通り〔①草の根発展型、②特定分野集中(プロジェクト・ベース)型、③計画主導(包括目的達成)型〕に類型化した。これらを参考に、連携相手都市に最適なファンディング戦略を検討して、計画的なファンドへの申請・利用を実践することが望まれる。(⇒**自治体への提案**)

4. 海外ファンド

4.1 都市間連携に利用が見込める海外ファンド事例

海外ファンドは、国連機関、地域機関、民間の財団などから多数の種類が途上国の環境課題の解決や持続可能な開発を支援する目的で提供されているが、都市間連携への利用は一部の自治体に限られており、利用実績も少ない。ここでは、本邦自治体による都市間連携での活用実績がある、あるいは、今後活用が見込める海外ファンド事例として、世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、国際連合工業開発機関(UNIDO)、国際連合人間居住計画(UN-Habitat)における関連支援スキーム事例と本邦自治体との関わり(可能性を含む)を紹介する。

(1) 世界銀行

世界銀行都市間パートナーシッププログラム

世界銀行では多くの都市開発に関するプログラムが実施されているが、その中で、公害克服や持続可能な都市開発など、日本の都市が有している様々な知識や経験を途上国の都市に伝えるプログラムとして、2015年に「都市パートナーシッププログラム」が立ち上げられた。同プログラムは日本の財務省が支援するもので、世界銀行の東京開発ラーニングセンター(TDLC、於：東京)が担当しており、2016年7月には、横浜市、富山市、神戸市、北九州市の国内四自治体が最初の「パートナー都市」に選定された。パートナー都市はプログラムに賛同して参加を表明した都市から選ばれたもので、横浜市は「スマートシティ開発」、富山市は「コンパクトシティ開発」、神戸市は「情報通信技術(ICT)や震災の教訓をふまえたまちづくり」、北九州市は「グリーン成長や環境保護政策」をそれぞれの取組テーマとしており、途上国都市への知見・経験の共有が期待されている¹²。

2018年6月には、さらに京都市(取組テーマ「文化遺産、都市再生、持続可能な観光」)¹³と福岡市(取組テーマ「持続可能で住み良いまちづくり」・「競争力を有する都市」)¹⁴がパートナー都市として追加されている。また、都市パートナーシッププログラムに付随して、TDLCでは

「テクニカル・ディープダイブ(The Technical Deep Dive)」と呼ばれる研修を実施しており、パートナー都市においてテーマ別の研修を途上国の参加者向けに開催し、研修で学んだことを現地の世界銀行が融資するプロジェクトの開発促進に生かすことを期待している。今後パートナー都市がさらに拡張されていくかどうかは不明だが、本邦自治体の持続可能な都市経営ノウハウを途上国都市に移転する海外ファンドの良事例だと言える。

(2) アジア開発銀行(ADB)

ADBと本邦自治体との連携実績

ADBは包括的な経済成長、環境に調和した持続可能な成長、地域統合を通じて、アジア・太平洋地域の貧困削減に取り組む国際開発金融機関で、本部はフィリピン・マニラにあり、駐日代表事務所を東京都に置いている。日本はADB設立以来、最大の出資国であり、これまで約222億ドルの出資と約136億円ドルの特別基金への拠出及びコミットをしている。日本の人的貢献も大きく、歴代のADB総裁は全員日本人が選出されており、実務レベルにおいても、ADBの全専門職の約13%にあたる約150名の日本人専門職員が勤務している。また、日本の企業とコンサルタントは、ADB関係のプロジェクトで約40億ドル相当の5,000件以上の調達契約を獲得している(2016年12月現在)¹⁵。

本邦自治体との連携では、ADBは横浜市と2013年に「ADB開発加盟国の都市運営及び都市インフラ開発における課題解決の推進を目的とした覚書」を締結¹⁶し、協力関係にある。2016年に行った覚書の更新では、従来から行われてきた各々が開催するセミナーやワークショップへの相互派遣等や情報共有に加え、横浜市のY-PORTセンターを通じて、横浜市の経験及び技術的知識をADB及びアジアの都市に共有することが盛り込まれている¹⁷。具体的には、貧困削減日本基金(JFPR)を活用した海外都市でのワークショップ開催、横浜市主催の国

¹² 世界銀行(平成28年7月4日)「世界銀行都市間パートナーシッププログラム、日本の4都市を選定」
(<http://www.worldbank.org/ja/news/press-release/2016/07/04/four-japanese-cities-selected-for-city-partnership-program>)

¹³ 京都市(平成30年6月7日)「京都市と世界銀行の「都市パートナーシッププログラム」に係る覚書」の締結について」
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000238439.html>)

¹⁴ 福岡市(平成30年6月12日)「福岡市と世界銀行の「都市パートナーシッププログラム」にかかる覚書」の締結について」(<http://city.fukuoka.lg.jp/>)

¹⁵ ADB(2017)アジア開発銀行加盟国ファクトシート

¹⁶ 横浜市記者発表資料(平成25年10月16日)「横浜市とアジア開発銀行(ADB)が連携に関する覚書を締結」
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/ypport/pdf/20131016pressrelease.pdf>)

¹⁷ 横浜市参考資料(平成28年5月5日)「横浜市とアジア開発銀行(ADB)との覚書の更新について」
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kokusai/ypport/pdf/160505adbmou.pdf>)

際会議「アジア・スマートシティ会議」における連携等、様々な取組が行われている。このような協力関係も背景に、2017年5月には横浜市で第50回アジア開発銀行年次総会が開催された¹⁸。

二国間クレジット制度日本基金(JFJCM)

ADBは資金のスケールアップやプロジェクト実施の効果向上のため、二国間及び多国間、民間セクター等の様々なパートナーと協調融資を行っており、日本政府と行っている協調融資のひとつに2014年に創立された「二国間クレジット制度日本基金(Japan Fund for the Joint Crediting Mechanism: JFJCM)」¹⁹がある。JFJCMは、二国間クレジット制度(JCM)に参加しているADB開発途上加盟国において、先進的な低炭素技術をADBの既存のプロジェクトに導入する事業に対して、追加的にかかるコストを補助金(最大1,000万ドル)として支援するものである。政府・公共セクターの案件(ソプリン)に対しては、無償(グラント)供与を行い、民間セクターの案件(ノン・ソプリン)に対しては、ローンの利子補給を供与している。

2017年5月時点でJFJCMの累積総額は約58億円に達しているが、実施に至ったのは4案件(①モルディブ国アッドゥ環礁におけるスマートマイクログリッドシステム²⁰、②カンボジア王国バタンバンにおける先進的な省エネ型排水処理プラント²¹、③バングラデシュ、バリサルーゴパルガンジ間の先進的な高効率送電線²²、④モンゴルのウリアスタイ地域における蓄電池とエネルギー管理システム(EMS)を備えた太陽光発電システム²³と限定的である(2018年9月時点)。都市間連携では、環境省の低炭素社会実現のための都市間連携事業等を通して具体的な低炭素技術案件が発掘され、ADBとの協調融資の可能性が出てきた場合に適用が考えられる。

アジア都市開発イニシアティブ(CDIA)

ADBが提供しているソプリン・ファンドは、国に対しての融資であり、自治体が直接融資を受けられるものではないが、人口増加や経済成長が著しい諸都市では様々な問題が顕在化しており、特に中小規模の都市では、開発

計画やマスタープランが策定されても、具体的な政策やインフラ投資が実現されていない現状が課題となっている。このような状況の中、ADBはドイツ政府とともに、2007年に、持続可能で公平な都市開発を促進することを目的として「アジア都市開発イニシアティブ(Cities Development Initiative for Asia: CDIA)」²⁴を創立した。CDIAはアジア・太平洋地域の主に中規模都市に対して、都市の開発計画とインフラ投資のギャップを埋めるための各種支援を行うイニシアティブである。ドイツ政府の他に、オーストリア、スペイン、スウェーデン、スイス、北欧開発基金、上海市が資金を拠出している。

CDIAはインフラ・プロジェクト実施のための資金を直接提供するファンドではなく、政府・公共セクターのインフラ・プロジェクトの実施を促進するために、途上国の自治体等に対して、主に次の4つの技術的な支援を提供している。

- インフラの優先付けやプログラム化のための能力強化・アドバイス
- 持続可能なインフラ・プロジェクトのための準備調査
- 国内及び国際ファンド、または官民連携によるインフラ投資の資金源の特定
- インフラ投資に係る計画・プログラム・プロジェクト形成の研修を通じた能力開発

CDIAは2017年で創立から10年が経ち、2017年12月時点の実績は、18のアジア・太平洋地域の国々における140都市への技術支援の実施、146のインフラ案件を対象にした実現可能性調査(F/S)88件の実施となっている。その結果、53の都市で80のF/S案件がインフラ整備プロジェクト(計68億米ドル相当)に繋がっており、その内訳は、50%がADBの融資に、25%は現地金融機関の融資に繋がっている²⁵。

都市間連携では、インフラ・プロジェクトの案件形成のための調査や準備、資金源の特定などに活用できるため、都市間連携を行っているカウンターパート自治体において、都市交通、上下水道、廃棄物処理施設などの大規模インフラ・プロジェクトのニーズがある場合には、カウンターパート都市から申請を行うという使い方が想定される。

¹⁸ 横浜市「第50回アジア開発銀行年次総会横浜開催の概要」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/bunka/kancon/info/adb/>)

¹⁹ ADB: Japan Fund for the Joint Crediting Mechanism (JFJCM): <https://www.adb.org/site/funds/funds/japan-fund-for-joint-crediting-mechanism>

²⁰ 環境省報道発表資料(2015/03/23)アジア開発銀行による二国間クレジット制度日本基金を活用した第一号案件の承認について (<https://www.env.go.jp/press/100750.html>)

²¹ 環境省報道発表資料(2017/12/18)アジア開発銀行による二国間クレジット制度日本基金を活用した第二号案件の承認について (<https://www.env.go.jp/press/104915.html>)

²² 環境省報道発表資料(2018/08/06)アジア開発銀行による二国間クレジット制度日本基金を活用した第三号案件の承認について (<https://www.env.go.jp/press/105840.html>)

²³ 環境省報道発表資料(2018/09/21)アジア開発銀行による二国間クレジット制度日本基金を活用した再生可能エネルギー拡大プロジェクト(モンゴルの承認について)(<http://www.env.go.jp/press/105984.html>)

²⁴ ADB (2017) 10 Years Cities Development Initiative for Asia; ADB 職員へのインタビュー(2017/11/22、於:ADB 本部); CDIA ホームページ: <http://cdia.asia/>

²⁵ ADB (2018) CDIA brochure 2018

アジア・太平洋プロジェクト組成ファシリティ(AP3F)

ADB では、アジア・太平洋地域の開発途上国が、市場での資金調達可能な PPP(Public-Private Partnership: 官民連携)案件の準備、組成を支援することを目的として、2016 年に、アジア・太平洋プロジェクト組成ファシリティ(AP3F)²⁶を設立した。設立にあたっては、日本、カナダ、オーストラリアそれぞれの政府が、4,000 万米ドル、2,000 万加ドル、1,000 万豪ドルを基金に拠出して事業が開始された。AP3F は、アジア・太平洋地域の膨大なインフラ需要に応える上で重要なパートナーとなる民間セクターからの投資機会を作り、エネルギー、交通、都市開発等のノン・ソブリン案件に取り組む政府組織に対して、次の支援を行っている。

- 民間セクターが参画するインフラ・プロジェクトの準備
- 政策の改善や改革、法的整備及び組織構築などの能力強化
- プロジェクトのモニタリング・再構築等を含む実施中のプロジェクトのパフォーマンス向上

都市間連携での具体的な事例としては、フィリピンのセブ市において、PPP による固形廃棄物処理の改善・近代化への取組を支援する事業に AP3F が適用されており、これは、セブ市と協力関係にある横浜市の Y-PORT センターの協力により実現したものである²⁷。

AP3F は CDIA を補完するもので、それぞれの役割やファイナンスに結びつくまでの流れは、図 13 に示した通りである。CDIA と AP3F は、いずれも定期的に公募が行われているわけではなく、関心がある政府機関(自治体を含む)がそれぞれの事務所とのコンサルテーションを基に支援の可否、支援形式や規模等が決まっていく需要主導型のアプローチ(demand-driven approach)が採られている。そのため、都市間連携で具体的な都市インフラ・プロジェクトが見出されれば、まずは東京の ADB 駐日代表事務所またはマニラの本部に相談に行くことが提唱される。また、本邦自治体だけではそのような調整や調査が難しい場合には、国際的な環境業務に精通した本邦研究機関やコンサルティング会社などとの連携も考えられる。

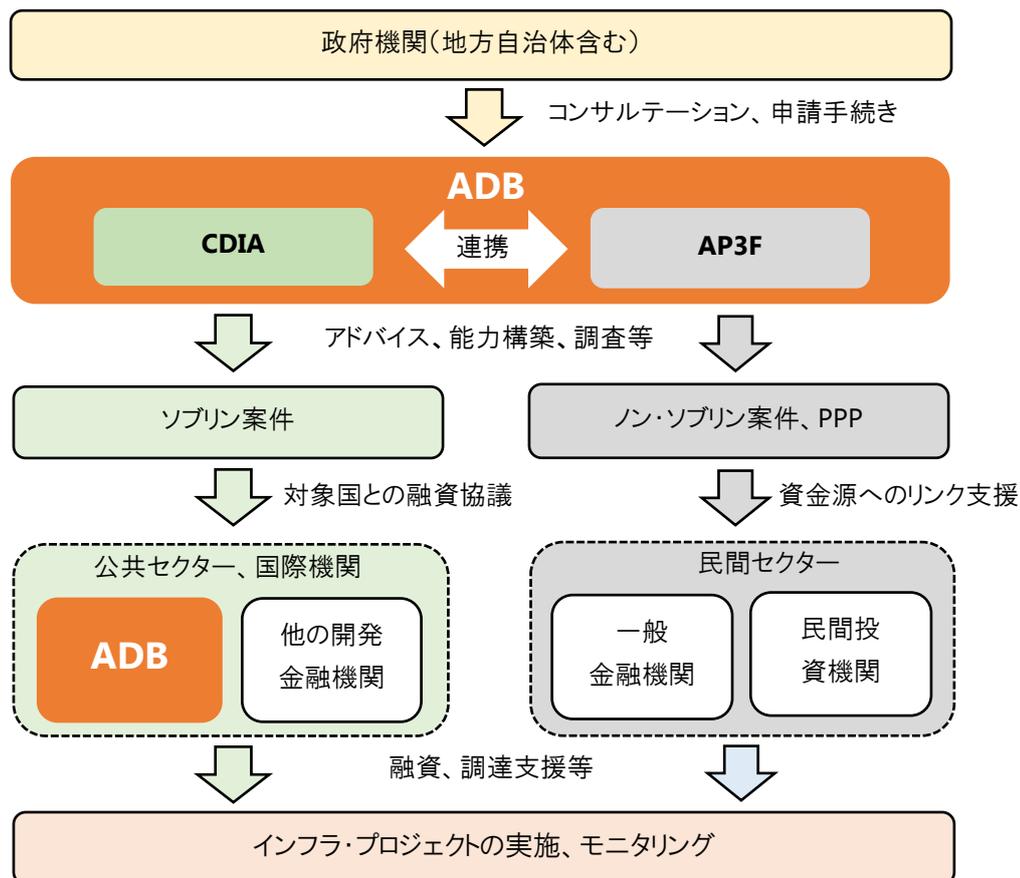


図 13. ADB におけるアジア都市開発イニシアティブ(CDIA)及びアジア・太平洋プロジェクト組成ファシリティ(AP3F)の役割とファイナンスに結びつくまでの流れの概念図(ADB 職員へのインタビュー等を基に著者が作成)

²⁶ ADB (2017) 10 Years Cities Development Initiative for Asia; ADB 職員へのインタビュー(2017/11/22、於:ADB 本部); CDIA ホームページ: <http://cdia.asia/>; ADB ホームページ: <https://www.adb.org/>

²⁷ ADB(2017/05/03)ADB が横浜市の協力によりフィリピン・セブ市で官民連携を支援(<https://www.adb.org/ja/news/adb-provides-ppp-support-cebu-city-philippines>)

(3) 国際連合工業開発機関(UNIDO)

UNIDO 東京事務所の役割

UNIDO は、開発途上国や市場経済移行国において包括的で持続可能な産業開発を促進し、これらの国々の持続的な経済の発展を支援する国連機関である。国連環境計画(UNEP)とともに地球環境ファシリティ(GEF)の実施機関(Implementation Agency)として GEF の資金の多くを受けており、環境や省エネルギー分野といったクリーンで持続可能な発展分野のシェアが大きい。日本の環境・エネルギー技術分野は途上国からのニーズが高いこともあり、1981 年には、日本政府(経済産業省)の拠出金により、UNIDO 東京投資・技術移転促進事務所(以下、「UNIDO 東京事務所」という)が設置されている。UNIDO 東京事務所は、日本の中小企業の途上国への投資や技術移転を促進することを目的としており、途上国からの依頼を受けて、日本での研修先となる自治体や企業を紹介したり、海外の要人を日本へ招聘し、投資促進のための仲介を行ったりしている。また、海外進出に関心のある本邦企業に対して、その国や地域に関する投資セミナーを開催したり、ビジネスマッチングを実施したりしている。UNIDO は、JETRO や JICA がカバーしきれない地域や領域もカバーしており、国連機関として途上国側に近い立場にあるため、自治体や企業を途上国に繋げるソフト支援に強みを有している。UNIDO 東京事務所では直接ファンディング機会は提供していないが、ウィーンの UNIDO 本部では、企業等が参画できるプロジェクトを複数扱っている。一般公募での調達機会もあるが、ヨーロッパの企業などが本部に直接足を運んで人脈をつくり、プロジェクトに繋がっているケースが多い。UNIDO 東京事務所では、日本企業をウィーン本部につなげる仲介も行っている。

本邦自治体・企業との連携実績

上記の目的や役割から、UNIDO は、本邦自治体(横浜市、川崎市、北九州市)や本邦民間企業(株式会社小松製作所、野村興産株式会社、イオン株式会社)などと連携実績がある。

UNIDO と本邦自治体との連携は北九州市が最初で、北九州市は UNIDO のウィーン本部と直接覚書(「アジアにおける低炭素社会の実現に向けた協力の覚書」、2010 年締結)を結んでいる唯一の本邦自治体である。北九州市と UNIDO は、環境分野における人材育成を目

的に、途上国の行政官を北九州市に招聘する「エコタウン・マネージャー研修」を年 1 回継続して開催している。この研修では、アジア・アフリカ地域を中心とした各都市の実務担当者が参加するため、招聘効果が高く、この研修がきっかけで海外ビジネスに発展した実績もある。横浜市と UNIDO は、2013 年に「開発途上国の持続可能な発展」を推進するパートナーとして共同声明を締結し、国際ワークショップやフォーラムの開催などで協力を行うこととしている²⁸。2014 年には、在日外交官向けに横浜市の市内企業の技術を紹介する視察ツアーを実施した実績がある。また、川崎市と UNIDO は、毎年 2 月に川崎市で開催されている川崎国際環境技術展に駐日途上国大使館員を招待する技術展ツアー・マッチング事業を継続して実施しているほか、UNIDO が主催する投資セミナーや展示会において、川崎市のミニセミナーを開催したり、川崎市の市内企業とのビジネスマッチングを行ったりした実績もある。これら自治体との連携事例のように、市内企業の海外展開をサポートしたい自治体側のニーズと、企業への個別対応支援には限界があるため、ある程度まとまった形で企業を支援したい UNIDO 側のニーズは、双方の利害が一致している部分であるため、都市間連携での連携も可能だと考えられる。

(4) 国際連合人間居住計画(UN-Habitat)

国際連合人間居住計画国連(UN-Habitat)は、都市化や居住に関する様々な問題に取り組む国連機関で、1997 年にアジア太平洋地域の統括事務所を福岡市に開設している。福岡本部は、日本政府をはじめ各国・機関から資金を得て、アジア・太平洋地域における開発途上国の居住問題に取り組むとともに、「住民主体のまちづくり」を推進している。予算規模は約 300 億円で、そのうちの 7~8 割は自然災害の被災地や紛争地域における復興事業に当てられている。また、福岡本部では、アジア太平洋地域の途上国に適用可能なユニークな環境技術・ノウハウ(農業、分散型エネルギー、水の浄化等)を、福岡を中心とした日本の中小企業から抽出して現地に移転するマッチングを行っている。準好気性埋立構造を採用した「福岡方式」と呼ばれる埋立処分場の技術もその一つで、福岡市及び福岡大学と連携して海外への技術移転が行われている。このことから、自治体と企業が連携した都市間連携での活用も可能だと考えられる。

²⁸ 横浜市記者発表資料(平成 25 年 5 月 28 日)「横浜・UNIDO の協力のスタートについて共同声明！」

4.2 国際都市ネットワーク／プラットフォーム

本邦自治体が自ら公募型の海外ファンドに申請し、獲得・運用するのは容易でなく、そのような利用事例は非常に限られていた。また、同セクションで示した具体的な本邦自治体による海外ファンド活用事例の多くは、国内ファンドのように一般公募の機会に自治体が申請して獲得したものではなく、国際協力の実績や既存のネットワークなどから国際機関側との接点ができ、双方のニーズの合致から個別に協定を締結して、相談ベースで開始・展開された連携事業が多い。しかし、一自治体が独自の取組だけで国際機関から注目されるようになることも容易ではない。そこで、このような国際機関との接点や海外ファンドへのアクセス機会を得る手段として、都市ネットワーク等の活用が考えられる。

都市ネットワーク等は、メンバー都市に対して情報や能力構築機会、ファンド獲得のサポートなど様々なサービスを提供しており、本邦自治体にもメンバーになっている都市がいくつかある。このような都市ネットワーク等のメンバーになれば、海外ファンドへのアクセスや国際機関との連携を含め様々な機会が増える可能性がある。また、多くのファンドが途上国の支援を目的としているため、途上国のカウンターパート自治体がこれら都市ネットワーク等のメンバーであれば、カウンターパート自治体のファンディング機会も増えると考えられる。

ここでは、上記の仮説を基に、本邦自治体がメンバーになっている四つの代表的な都市ネットワーク等について、海外ファンドや国際機関へのアクセス・ポイントとしての活用可能性について整理した。

(1) イクレイ(ICLEI)^{29 30}

イクレイ(ICLEI)は、1990年にニューヨークの国際連合本部で行われた「持続可能な未来のための自治体世界会議」において、43カ国、200以上の自治体により誕生した都市ネットワークである。ドイツのボンに本部(世界事務局)を置くほか、9つの地域事務局がある。また、国によってカントリーオフィスを置いており、日本には日本事務所が東京にある。東南アジア地域事務局はマニラ首都圏にあり、その他、インドネシア事務所がジャカルタ都にある。カントリーオフィスは、各国メンバー都市に対してきめ細かなサポートを提供している。

メンバーには、86カ国以上、1500以上の自治体や自治体組織が参加している。本邦自治体からは、21都市(愛知県、飯田市、板橋区、岡山市、川崎市、北九州市、

京都市、京都府、さいたま市、札幌市、下川町、墨田区、東京都、富山市、豊田市、長野県、名古屋市、広島市、松山市、武蔵野市、横浜市)がメンバーに参加している(2018年9月時点)。東南アジアの自治体メンバーは53都市等(2つの自治体組織を含む)である。また、自治体メンバーのほかには、国連機関(UNEP、UNDP)、国際機関、国際金融機関(世界銀行、ADB、USAID等)、NGO、研究機関などがパートナーとして資金的、技術的サポートを行っている。

イクレイは、自治体メンバーに対して、ネットワーキング、情報、能力育成、コンサルテーション、ツール、グローバル・アドボカシーの機会を提供しており、以下の関連プログラムを有している。

- **Transformative Actions Program (TAP)**: 都市の低炭素化と気候変動対策を推進するためにファイナンスの側面から支援を行う ICLEI が主導するプログラムで、120以上のプロジェクトを支援中。
- **Urban-LEDS (Low Emissions Development Strategies)**: 欧州委員会の支援により、UN-Habitat と ICLEI が共同で実施する新興国都市のための低炭素開発戦略事業。30以上の対象都市において GHG インベントリ調査を行い、結果を基に低炭素化計画を策定するプログラム。東南アジアの対象都市は、インドネシアの6都市(ボゴール、バリクパパン等)。
- **Ambitious City Promises (ACP)**: ソウル市がメンター都市となり、東南アジアの3カ国9つの都市(自治体)の低炭素化をサポートする新しいプログラム。
- **Green Circular Cities Coalition**: 都市における循環型社会の実現を推進するためのプラットフォームで、6つのテーマ別ワーキンググループに分かれ、情報・経験の共有、相互学習、技術サポート等のサービスを提供している。
- **East Asia Clean Air Cities (EACAC)**: イクレイ東南アジア地域事務局と9つの東南アジア都市により立ち上げられた大気浄化プログラムで、合同研究、年次フォーラムの開催、能力育成等を通して、都市の大気浄化に関する解決策の特定と知見の共有を行っている。

(2) シティネット(CITYNET)^{31 32}

シティネットは、1987年に設立されたアジア太平洋地

²⁹ ICLEI: <http://www.iclei.org/>

³⁰ イクレイ日本: <http://japan.iclei.org/>

³¹ CITYNET: <https://citynet-ap.org/>

³² CITYNET 横浜プロジェクトオフィス: <http://citynet-yh.org/japanese/>

域の都市問題の改善・解決を目指す非営利の国際組織で、1992年に横浜市が本部事務局を誘致したが、2013年に現在のソウル特別市に移転された。本部移転後、横浜市には横浜プロジェクトオフィスが設置され、メンバー都市におけるプロジェクトの構築・実施を支援する役割を担っている。

設立当初の会員数は26だったが、現在では139の都市・団体に増加し、ネットワーク組織に成長している。自治体メンバーは、人口10万人以上の都市を対象に、東アジア、南アジア、東南アジアの88の都市が参加している。その他、49の自治体組織や研究機関等の団体、マイクロソフト社を含む2の民間企業がメンバーとして参加している(2017年12月時点)。本邦自治体メンバーは横浜市のみで、東南アジアの自治体メンバーは、国別に、インドネシア(18)、マレーシア(4)、フィリピン(13)、タイ(1)、ベトナム(6)となっている。自治体メンバーのほかには、国連機関(FAO、UN-Habitat、UNESCO、UNESCAP、UNISDR、UNITAR)、国際金融機関(世界銀行、ADB、GIZ)、その他国際機関(JICA)等がパートナーとして資金的、技術的サポートを行っている。

シティネットの活動分野は、4つのクラスター(防災、気候変動、インフラ、SDGs)に分かれており、メンバー都市は参加希望クラスターを選択することができる。クラスター毎に議長・副議長都市が選定されており、2018年3月時点の各クラスターの議長都市は、防災:横浜、気候変動:ジャカルタ、インフラ:ソウル、SDGs:パリサルである。メンバー都市からの要望は、「CityNet Services」というプログラムを通じて、規定のフォーマットを用いて本部に申請する仕組みになっており、要望に応じて専門家派遣、メンバー都市の視察訪問、都市間連携(メンター都市との協力、南南協力)などの支援や機会が提供される。また、ファンドへの申請支援なども行なっている。

(3) 世界大都市気候先導グループ

(The Large Cities Climate Leadership Group: C40)^{33, 34}

C40は、2005年に、当時のロンドン市長によって提唱・創設された都市ネットワークで、世界中の大都市で構成されるメンバー都市全体で2030年までに3ギガトンのCO₂排出量削減を目標に取り組んでいる。

設立当初は18の大都市から開始されたことからC20と呼ばれていたが、2006年には39都市に増えたことからC40と名称が改められ、現在は90以上の大都市にメ

ンバーが増えている(メンバー都市全体で6.5億人の人口、世界GDPの約4分の1をカバー)。都市メンバーは、人口300万人以上(あるいは1000万人以上の都市部)のメガシティを基本としているが、その人口規模に満たなくても、先進的な低炭素化の取組を行っている都市などは、イノベーター・シティ、オブザーバー・シティなどのカテゴリーで参加が可能である。本邦自治体メンバーは東京都と横浜市の二都市で、東南アジアの自治体メンバーには、バンコク都、ハノイ都、ホーチミン市、ジャカルタ都、クアラルンプール都、ケソン市、シンガポールが含まれている。自治体メンバーのほかには、ブルームバーグ・フィランソロピーズ等の財団、世界銀行等の金融機関、世界資源研究所(WRI)等の研究機関など、22の企業や機関がパートナーとして資金的、技術的サポートを行っている。

C40は、メンバー都市に対して、大きく分けて「ネットワーク」と「プログラム」のサービスを提供している。ネットワークでは、メンバー都市間での優良事例の共有や連携活動の実施、パートナーからの技術的な支援等を提供。また、プログラムでは、メンバー都市のニーズに応じて交通、廃棄物・排水、エネルギー、都市計画等の都市課題について技術的サポートを提供している。また、途上国のメンバー都市にはそれぞれシティアドバイザーが付いてきめ細かなサポートを行っているほか、年間100以上のワークショップ、オンラインセミナー等をメンバー都市に提供している。C40では、メンバー都市の低炭素化を推進するため、民間企業と連携して気候変動課題の対策を提供する「City Solutions Platform」、気候変動対策のプロジェクト資金調達を支援する「Financing Sustainable Cities Initiative」、ビルの省エネ推進を図るための制度構築、調査、情報共有等を支援する「Building Energy 2020 Programme」など様々なプログラムを提供している。

(4) 都市・自治体連合

(United Cities and Local Governments: UCLG)^{35, 36}

UCLGは、2004年にIULA(国際自治体連合)、UTO(世界都市連合)、Metropolis(世界大都市圏協会)の統合組織として設立された国際的な自治体の連合組織である。

メンバーには175の自治体組織を含む240,000以上の自治体が参加しており、140ヶ国、50億人の人口をカバーしている。UCLGは8つの地域に分かれており、アジ

³³ C40: <http://www.c40.org/cities>

³⁴ C40: Fact Sheet: C40 Cities Climate Leadership Group

(https://www.humphreyfellowship.org/system/files/Fact_Sheet_C40_Cities_Climate_Leadership_Group_07.26.13.pdf)

³⁵ United Cities and Local Governments (UCLG): <https://www.uclg.org/>

³⁶ UCLG (2017) Who we are. UCLG.

ア太平洋地域(UCLG-ASPAC:アジア太平洋支部)はカバーする面積、人口ともに最大で、7,000以上の自治体が参加している。UCLG-ASPACの事務局はインドネシアのジャカルタ都にある。本邦自治体からは、浜松市、静岡市がメンバーに参加しているほか、一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)、総務省自治体大学校も団体メンバーとして参加している。また、東南アジア自治体メンバーは、国別に、インドネシア(17)、マレーシア(2)、フィリピン(5)、ベトナム(1)が自治体単独でメンバーになっているほか、各国の自治体組織もメンバーに参加している(インドネシア(5)、フィリピン(2)、カンボジア(2)、タイ(2)、ベトナム(1))。自治体メンバーのほかには、国連機関(UNESCAP、UNITAR、UNISDR、UNESCO、UN-Habitat、UNDP、UN Woman、ILO)、欧州委員会、国際金融機関(世界銀行、ADB、フランス開発庁等)、OECD等の国際機関がパートナーとして参加している。

UCLG-ASPACは、主に3つのサービス(①アドボカシーとパートナーシップ、②能力育成、③政策・研究)をメンバー自治体や自治体組織に提供している。また、パートナー機関との連携により様々なプログラムを実施している。例えば、東南アジア地方政府パートナーシップ(DELGOSEA)では、EUとコンラート・アデナウアー財団

(KAS)の支援により、フィリピン、インドネシア、ベトナム、タイ、カンボジアにおいて持続可能な都市の優良事例の選定とパイロットプロジェクトが実施されている(第1フェーズ:2010~2012年、第2フェーズ:2012年~)。

(5) 都市ネットワーク等間のメンバー／パートナー比較

本邦自治体が都市ネットワーク等に参加するメリットの一つとして、様々な途上国の自治体メンバー都市や、国際機関等パートナーとの接点ができる点が挙げられる。

例えば、特定の連携都市がなく、東南アジアの幅広い自治体とより柔軟な連携機会を求めている場合は、東南アジアの自治体メンバー比率が高いCITYNETやUCLG-ASPACを選択する方が有利である(図14)。一方、国際機関等との連携機会を求めている場合は、パートナー機関数やタイプを見る必要がある。国連機関、国際機関、金融機関等のドナーが多いのは、ICLEI(23)、CITYNET(12)、UCLG-ASPAC(12)で、イニシアティブ、民間企業、財団などが多いのは、ICLEI(17)、C40(15)であった(図15)。都市ネットワーク等を選ぶ際は、都市間連携の目的や方針に応じて、提供するサービスだけでなく、これらのメンバーやパートナー組成も吟味する必要があると考えられる。

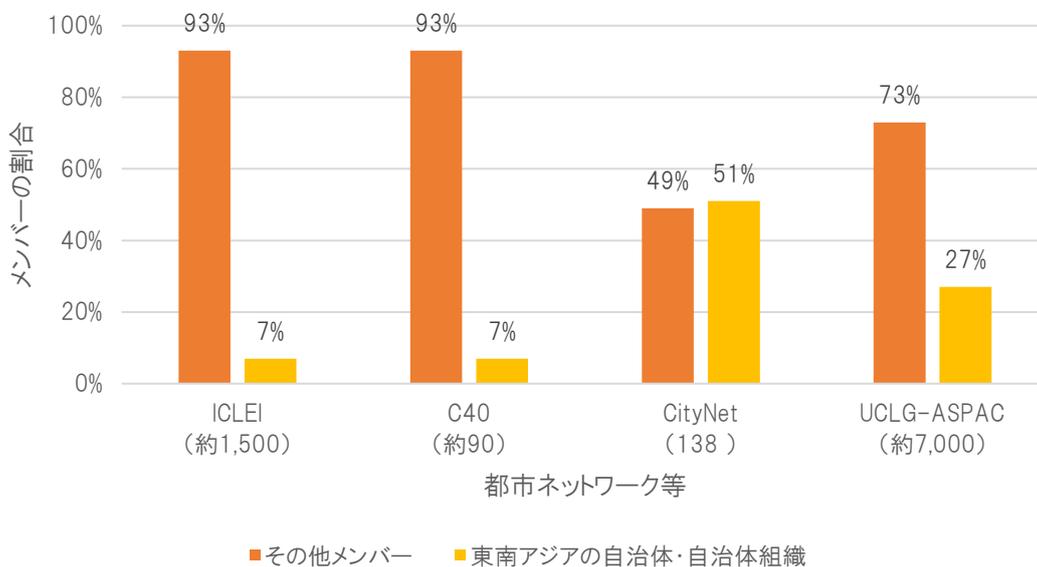


図14. 都市ネットワーク等における東南アジアの自治体・自治体組織のメンバー比率の比較。括弧内はメンバー数を示す(各機関のデータを基に著者が作成)

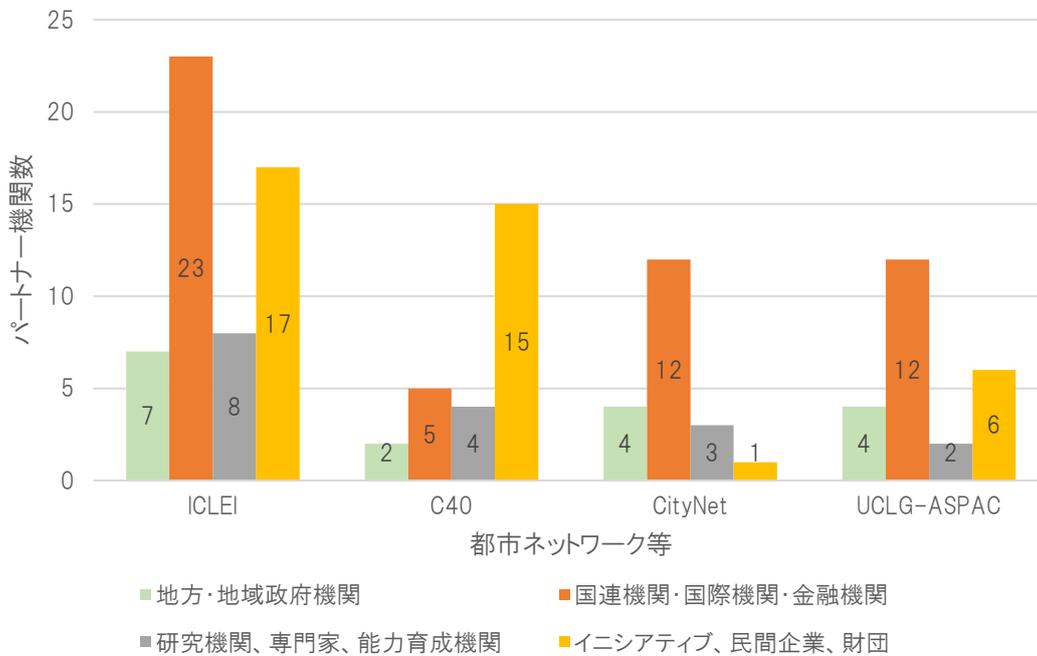


図 15. 都市ネットワーク等に参加しているパートナー機関数の比較(各機関のデータを基に著者が作成)

(6) 都市ネットワーク等の活用可能性

上記で示した4つの都市ネットワーク等の事例で示した通り、都市ネットワーク等は、参加メンバーに対して、優良事例等の情報提供、国際会議や研修等への参加機会の提供、プロジェクトへの参画機会の提供、パートナー機関(国際機関、金融機関等)を通じた資金獲得機会の提供、プロジェクト・ファイナンスの支援、他のメンバー都市や国際機関等パートナーと連携するネットワーク/プラットフォーム機会の提供など、様々なサービスや機会を提供している。これらのサービスや機会を有効に活用できれば、本邦自治体にとってハードルが高い海外ファンドへのアクセスや国際機関との連携の可能性も高まると考えられる。

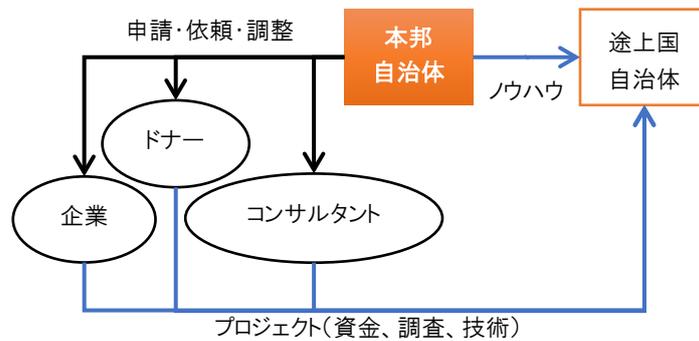
都市ネットワーク等が提供するサービスの多くは、都市間連携に取り組んでいる本邦自治体が従来自前で実施してきた事項と重複するため、都市ネットワーク等のメンバーに参加すれば、都市間連携への関わり方自体も変わってくる可能性がある。

従来一般的に行われてきた都市間連携には、二者間協定が多い。この連携タイプは、特定の途上国都市と中長期的な関係構築を前提に、様々な連携事業を継続・発展させていくため、連携相手と深い信頼関係を築き、連携相手の状況についても精通することができる利点がある。一方、本邦自治体側が資金や連携企業等を自前で探し、技術やノウハウ等を移転する一方通行の関係が多く、本邦自治体側の調整労力や責任等の負担が非常に大きい。また、連携が上手い場合も想定されるが、そのような場合の関係解消は容易でないため、様々

なりリスクもつきまとう(図 16)。

従来の二者間協定に対して、都市ネットワーク等の機能を有効活用できれば、特定の連携相手との都市間連携関係を結ばずに、連携相手はネットワーク事務局の仲介でメンバーから適切な途上国都市を都度選定し、活動資金もネットワーク事務局を通じて参加パートナー機関(ドナー)から提供を受け、時限付きでニーズ/シーズに合ったプロジェクトを行うことが可能だと考えられる(図 16)。また、時限付きのパートナー探しだけ都市ネットワーク等を活用し、ファンドはその都度国内ファンドを探すというやり方も考えられる。他方、もし特定の連携相手が同じ都市ネットワーク等に参加していれば、ネットワーク内のメンバー同士の都市間連携事業ということで、ネットワークに参加しているパートナー機関から活動資金源を獲得しやすくなる可能性も考えられる。本邦自治体の責任や負担軽減の観点から、今後は、このような、より柔軟性がある都市間連携の形態(主にプロジェクトベースで完結するものを想定)も、徐々に増えていくのではないかと考えられる。ただし、この連携タイプでは、国内の関係省庁やコンサルタント、企業は都市ネットワーク等のパートナーにほとんど参加していないため、あくまで、関連情報の入手や、途上国自治体や国際機関との連携機会、海外ファンドの獲得などが主目的になると考えられる。また、都市ネットワーク等に参加するためには、メンバーシップフィーを支払う必要があり、通常、自治体の人口や GDP 等の指標から傾斜配分的に会費が徴収されるため、サービスを受ける代わりに一定の費用負担が発生することも留意されたい。

A. 従来の二者間協定による都市間連携イメージ



B. 都市ネットワーク等の枠組を使った都市間連携イメージ

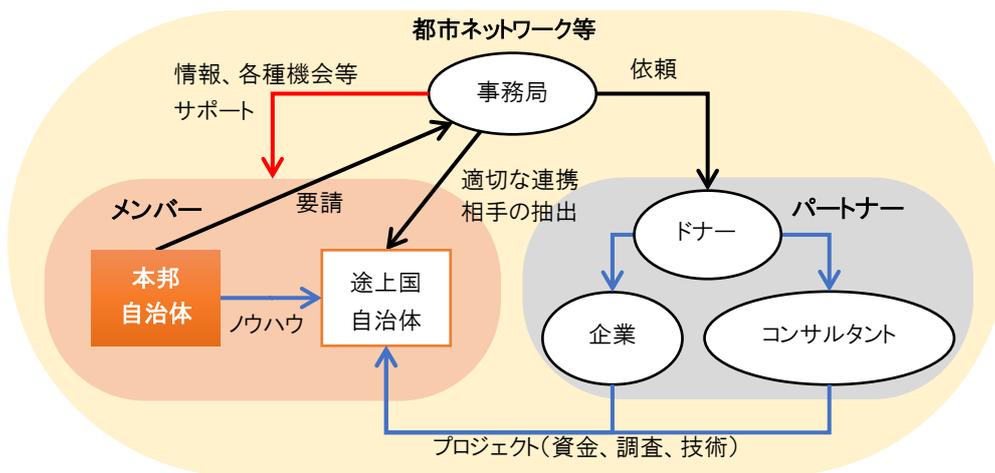


図 16. 従来の二者間協定による都市間連携イメージ(A)と都市ネットワーク等の枠組とサービスを使った都市間連携イメージ(B)の模式図

4.3 海外ファンド利用の課題と利点

ヒアリングを行った本邦自治体の多くでは、海外ファンドの利用そのものが限られていたため、具体的な課題等は抽出できなかったが、本邦自治体に海外ファンドの利用が少ない背景としては、①日本語での情報が限られている、②他の自治体が利用した前例が少ない、③本邦自治体向けの海外ファンドが限られている、④日本の企業やコンサルタントとの連携が保証されているわけではない(紐付けられていない)、⑤英語でのやり取り(申請書作成、契約手続き、精算手続き、業務遂行上のコミュニケーション、報告書作成等)が必要で職員が対応できない、⑥会計年度が日本と異なるため事業として扱いにくい、⑦ファンドを得るまでの申請手続きが通常長い、⑧国内ファンドで間に合っている、などが考えられる。

本稿の「3.国内ファンド」で示した通り、国内ファンドは比較的充実しているため、本邦自治体がわざわざ様々

なハードルを超えてまで海外ファンドを求める必要がないというのが、海外ファンドの利用実績が少ない主要因だと考えられるが、特定の条件がそろえば、都市間連携への海外ファンドの利用は十分検討価値があると思われる。例えば、大規模インフラ事業を官民パートナーシップ(PPP)で行う際などは、国内ファンドで適当な規模や条件のファンドがない場合があるため、ADB など国際金融機関の低利子融資を活用して事業を行うことが想定される。また、「4.1 都市間連携に利用が見込める海外ファンド事例」でも示した通り、海外ファンドは国内ファンドのように公募ベースでないものが多く、利害の一致から一旦国際機関と連携協定を締結すると、継続・発展的に連携機会を得られる場合が多く、国内外での知名度アップにもつながるといった利点も挙げられる。

4.4 海外ファンドまとめ

- 都市間連携への海外ファンドの利用は、国内ファンドが比較的充実していることに加え、自治体を利用するにあたっていくつかハードルがあるため、非常に限られている。本稿では、本邦自治体による利用事例を含め、今後都市間連携への活用が見込める海外ファンドを4つの国際機関から抽出して整理した。
- 海外ファンドは、国内ファンドのように公募ベースでないものが多く、利害の一致から一旦国際機関と連携協定を締結すると、継続・発展的に連携機会を得られる場合が多い。また、国内外での知名度アップにもつながりやすいといった利点もある。そのため、まずは具体的な案件を基に在日事務所などに相談に行くことが有効である。(⇒自治体への提案)
- 都市ネットワーク等は、メンバー自治体に対して様々なサービスや機会を提供しているため、海外ファンドや国際機関との連携アクセス・ポイントとして活用ポテンシャルが高いと考えられる。本稿では、そのような都市ネットワーク等を4つ抽出して整理した。都市ネットワーク等の選定には、利用目的に応じて、提供サービスだけでなく、自治体メンバーの組成やパートナー機関の組成についても吟味すると有効である。(⇒自治体への提案)
- 都市ネットワーク等の提供サービスや機能を有効に活用できれば、特定の連携都市との関係に縛られない、より柔軟性がある都市間連携が可能だと考えられる。都市間連携における本邦自治体の責任や負担軽減の観点から、このような形態についても検討する価値があると思われる。(⇒自治体への提案)

5. 考察と提言

本調査結果から、今後、より多くの自治体が都市間連携に参画し、限られたファンドが有効に活用され、多くの成果に繋がるようにするためには、自治体のファンドの利用経験や実績に応じた対応策が必要だと考えられる(図 17)。

まず、都市間連携やファンドの利用経験が浅い自治体は、CLAIR や JICA 草の根技術協力など、比較的アクセスしやすい本邦自治体向けの国内ファンドを利用して、草の根的な交流や協力から連携取組を始めて、経験を積んで行くことが推奨される。それにより、信頼関係の構築や具体的なニーズ/シーズの把握といった、今後の連携取組を深化させていくための基盤を構築することが重要である。国内ファンドの多くは公募ベースであるため、経験が多い自治体との競争にはなるが、より採択確率を高めるためには、ファンドを提供している省庁の担当者や在外事務所(JICA 現地事務所など)と事前コンサルテーションを行い、採択につながりやすい提案を行うためのアドバイスを受けることが有効である。一方、国内ファンド提供機関は、特に利用経験が浅い自治体に対して、セミナー開催等を通じてファンドに関する情報発信の機会を増やして利用の後押しを図ることが望まれる。また、より多くの自治体に機会を提供するためには、利用実績が浅い自治体でも負担が少なく参画しやすい仕組み(例えば、経験豊富な自治体と経験が浅い自治体が協力して行う連携支援メニューなど)について検討が必要だと考えられる(図 17、ステップ 1)。

すでに都市間連携を一定期間実施していて、複数のファンドを利用した経験がある自治体は、事業を実施することだけで満足するのではなく、事業化など具体的な成果を出していくことが求められる。そのためには、ニーズ/シーズ・ベースでその都度ファンドを検討するのではなく、都市間連携の目的や方針に応じて最も効果的なファンドの選択・利用を図るために、ファンディング戦略を立てて、

計画的に事業申請を行い、事業を継続・発展させる工夫が必要である。その際、「3.3 国内ファンドを利用したファンディング戦略の類型化」で示したモデルのうち、どのようなアプローチが適切なのを見極めておくと、戦略が立てられやすいと考えられる。また、これらを実践するためには、企業やコンサルタント任せにするのではなく、自治体職員の海外案件の対応能力の向上を図って、相手都市と円滑なコミュニケーションを保ち、事業を主体的に管理していくことも重要である。他方、国内ファンド提供機関は、複数のファンドの利用を前提に、調査から事業化までシームレスに続けられるスキームや仕組みを構築するため、ファンド提供機関を超えた(あるいはファンド提供機関の部署間の)連携が求められる(図 17、ステップ 2)。

国内ファンドで十分実績を積み成果を出してきた自治体については、国内ファンドを戦略的・効果的に活用しながらも、海外ファンドも視野に入れてファンドの選択肢をさらに広げていくことが望まれる。海外ファンドは主に途上国が支援対象であるため、本邦自治体が自ら獲得しに行くケースよりも、途上国の連携自治体が支援対象となることを側面的にサポートするケースの方が多いと考えられる。いずれの場合も、国際機関と直に交渉して連携可能性を探ることが有効であるため、まずは、具体的な案件を基に、対象国際機関の在日事務所等に相談に行くことが勧められる。また、都市ネットワーク等に参加して提供サービスを利用することにより、海外ファンドへのアクセスや国際機関との連携機会を増やすことも効果的だと考えられる。都市ネットワーク等の機能を有効に活用できれば、従来の二者間協定のように特定の連携都市との関係に縛られない、より柔軟性がある都市間連携が実現する可能性がある。海外ファンドへの申請・手続きが自治体だけでは困難な場合などは、国際的な環境業務に精通した本邦研究機関やコンサルティング会社など外部機関との連携も考えられる(図 17、ステップ 3)。

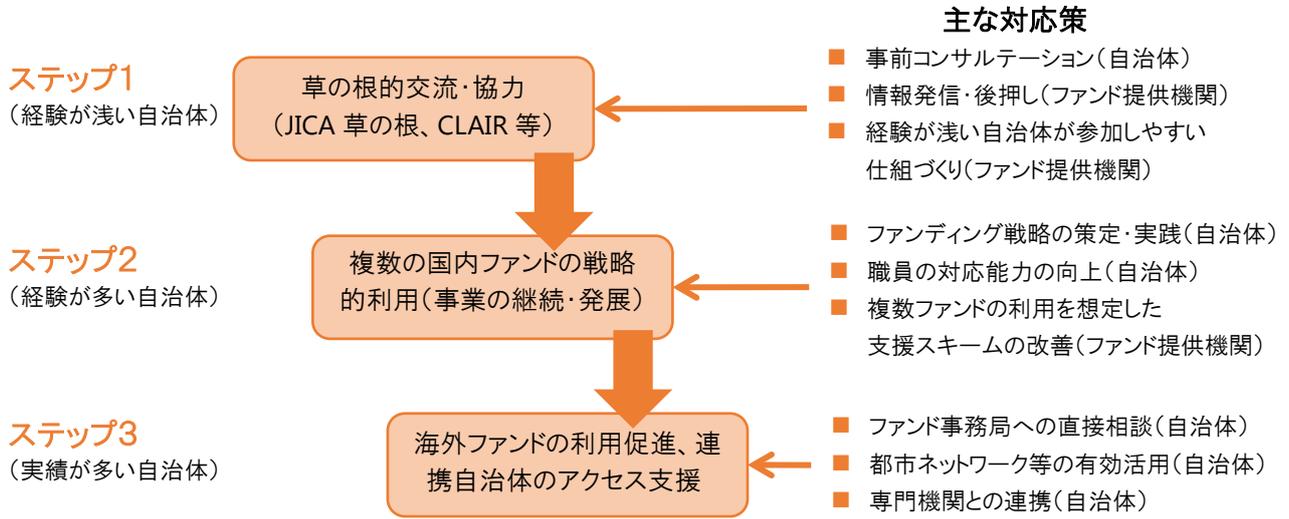


図 17. 本邦自治体がファンド(国内ファンド、海外ファンド)を有効に活用し、都市間連携を推進するにあたり想定されるステップと、それぞれのステップを円滑に進めるための対応策

謝 辞

本稿は、環境省の「平成 29 年度低炭素社会の構築に向けた都市間連携強化事業委託業務」で行った「都市間連携実施強化に向けた資金メカニズムの調査」の結果を基に、追加調査を行い取りまとめたものである。平成 28 年度の同事業も含め、多数の自治体や関係機関にヒアリングを行い、貴重な情報を頂いた。調査へのアドバイスやヒアリングにご協力頂いた環境省担当官、自治体職員、その他関係機関各位に対して厚く御礼を申し上げます。

別添資料：国内ファンド一覧

A. 自治体が直接利用できるファンド

No.	ファンド名		Page
1	草の根・人間の安全保障無償資金協力		35
2	草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)		
3	地方自治体と連携した無償資金協力		36
4	下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)		
5	自治体国際協力専門家派遣事業		37
6	自治体職員協力交流事業(LGOTP)		
7	地域間交流促進プログラム(海外研修)		38
8	自治体国際協力推進事業(モデル事業)		
9	海外販路開拓支援事業		39
10	地域間交流支援事業(RIT 事業)		

B. 自治体が民間企業等と連携して間接的に利用できる国内ファンド

No.	ファンド名		Page
11	低炭素技術輸出促進人材育成支援事業		40
12	事業・運営権対応型無償資金協力		
13	地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)		41
14	環境研究総合推進費		
15	地球環境基金		42
16	低炭素社会実現のための都市間連携事業		
17	二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業		43
18	途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業		
19	アジア水環境改善モデル事業		44
20	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業		
21	途上国の課題解決型ビジネス(SDGs ビジネス)調査		45
22	中小企業・SDGs ビジネス支援事業		
23	開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業		46
24	協力準備調査(PPP インフラ事業)		
25	技術協力プロジェクト		47
26	海外投融資		
27	エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業		48
28	民間主導による低炭素技術普及促進事業		
29	海外ビジネス戦略推進支援事業		49
30	JAPAN ブランド育成支援事業		
31	海外展開・事業再編資金		50

凡例



A. 自治体が直接利用できる国内ファンド

1. 草の根・人間の安全保障無償資金協力 	
提供機関	外務省 
趣旨	人間の安全保障の理念を踏まえ、途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルの住民に直接裨益する比較的小規模な事業のために必要な資金を供与する。日本の企業や地方自治体といった関係団体との連携した形で協力を積極的に推進し、きめが細かく足が速い機動的な援助を可能にする。
対象事業	途上国の草の根レベルに直接裨益する活動を行っている事業
支援対象団体	NGO、地方公共団体、教育機関、医療機関等の非営利団体
対象国・地域	原則、開発援助委員会(DAC)が定める ODA 対象国・地域 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/3.html
対象分野	基礎生活(Basic Human Needs)及び人間の安全保障の観点から重要な分野(教育、保健、民生環境等)を優先に、外交上のニーズを踏まえ、小規模な支援によって草の根レベルに裨益効果が高く、人道上、機動的な支援が必要とされる分野
支援金額(上限)	原則、1,000 万円
実施期間	1 年程度
直近の実績	平成 28 年度： 822 件(アジア地域:278 件、中東・北アフリカ地域:52 件、サブサハラ・アフリカ地域:169、中南米地域:197 件、太平洋地域:67 件、欧州地域:59 件)
URL	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kaigai/human_ah/

2. 草の根技術協力事業(地域活性化特別枠)   	
提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 
趣旨	地方公共団体が主体となり、地域が有する知見・経験や技術を活用して途上国地域に貢献することを支援するとともに、途上国の様々なニーズを日本各地のリソースと結びつけ、国際化を推進することによって同時に地域の活性化も促進する。
対象事業	人を介した技術協力で、途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ内容であり、日本の団体が行い、日本の市民に国際協力に対する理解・参加を促す機会となる事業
支援対象団体	地方公共団体
対象国・地域	開発途上国 91 カ国
対象分野	特に定めはない(コミュニティ開発、防災の主流化、脆弱性の高い人々への支援、ジェンダーの主流化、保健医療、リプロダクティブヘルス、生計向上、人材育成、自然資源の持続的利用等)
支援金額(上限)	6,000 万円
実施期間	3 年以内
直近の実績	平成 29 年度： 8 件
URL	https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/what/chiikikeizai.html

3. 地方自治体と連携した無償資金協力



提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA)	
趣旨	<p>日本の地方自治体は、都市を巡る様々な課題に対応してきた経験を蓄積しており、類似の課題に直面する途上国の諸都市に対し、知見を提供することができるため、自治体と途上国との関係構築を図り、自治体の技術・ノウハウの更なる普及・発展、さらには日本の地域社会の活性化を目的として、地方自治体と連携した無償資金協力を促進する。</p> <p>(Step 1) 日本の自治体から JICA への事業提案のコンサルテーション (Step 2) 優良な提案を JICA が条件付き採択 (Step 3) JICA が実施する協力準備調査に日本の自治体がアドバイザーとして参画 (Step 4) 相手国政府が実施する無償資金協力事業にアドバイザーまたは受注者として参画</p>	
対象事業	地方自治体の草の根技術協力や技術プロジェクト等の協力実績を踏まえて、地方自治体が提案する無償資金協力事業	
支援対象団体	地方自治体	
対象国・地域	特に定めはないが、所得水準が相対的に高い国は有償資金協力を最大限追及する	
対象分野	特に定めはないが、上下水道、廃棄物、防災、医療などの分野を想定	
支援金額(上限)	特に定めはない	
実施期間	特に定めはない	
直近の実績	平成 26 年度 横浜市水道局「メロセブ水道区上水供給改善計画」 平成 27 年度 北九州市「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」	
URL	https://www.jica.go.jp/partner/jichitai/grant_aid/index.html	

4. 下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)



提供機関	国土交通省	
趣旨	<p>新技術の研究開発及び実用化を加速することにより、下水道事業における低炭素・循環型社会の構築やライフサイクルコスト縮減、浸水対策、老朽化対策等を実現し、併せて、本邦企業による水ビジネスの海外展開を支援する事業。</p>	
対象事業	下水道の技術開発に関する FS 調査、実規模実証、研究開発事業	
支援対象団体	国または地方公共団体、大学等の研究機関、日本下水道事業団、研究を目的に持つ国立研究開発法人、研究を目的に持つ公益法人、一般社団法人、一般財団法人、民間機関	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	下水汚泥のエネルギー利用、下水熱利用、浸水対策、管渠マネジメント等に係る革新的技術	
支援金額(上限)	特に定めはない	
実施期間	FS 調査に 1～2 年、3 年目以降に実規模実証、5～6 年以内に研究開発事業等により実用化研究に到達することを想定	
直近の実績	平成 29 年度： 6 件(3 件の実証研究と 3 件の FS 調査)	
URL	http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html http://www.nilim.go.jp/lab/ecg/bdash/bdash.htm#h29bdash	

5. 自治体国際協力専門家派遣事業 	
提供機関	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) 
趣旨	日本の自治体には様々な分野において蓄積したノウハウを持つ人材が数多くおり、技術指導・支援、研修員の受入れなど海外の自治体と相互協力において幅広い分野での高い効果が期待できるため、自治体職員を「自治体国際協力人材バンク」に登録し、人材情報の整理・充実を図り、海外の自治体との国際協力活動の推進に役立てる。
対象事業	海外の自治体等の行政資質・技術力の向上、人材育成、日本と海外の自治体等との友好協力関係の増進を目的として、海外の自治体から専門家派遣の要望があった事業
支援対象団体	「自治体国際協力人材バンク」に登録している自治体
対象国・地域	当面は、中国及び東南アジア
対象分野	農業、林業、商業、工業、都市計画、環境保全、土木、上下水道、公共交通、廃棄物処理対策、建築・住宅、電気・発電、教育など計 32 分野
支援金額(上限)	特に定めはない
実施期間	原則、3ヶ月以内
直近の実績	平成 28 年度：7 件
URL	http://www.clair.or.jp/j/cooperation/special/

6. 自治体職員協力交流事業 (LGOTP)  	
提供機関	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) 
趣旨	日本の自治体には、地域の総合的な経営主体として様々なノウハウ、技術等の蓄積があり、それらを活用した研修員の受入、専門家の派遣等を通じた人づくりへの国際協力の取組を一層推進していくため、財政面や実務面での支援を行う。
対象事業	海外の自治体等の職員を「協力交流研修員」として、日本の自治体に受入れ、ノウハウ・技術の習得を図るとともに、受入れ自治体の国際化施策等への協力を通じて、地域の国際化を推進する事業
支援対象団体	自治体
対象国・地域	特に定めはない
対象分野	一般行政、環境、保健・医療、福祉、商工・経済・貿易、観光、農林水産・造園、土木・建築、情報通信、国際交流・平和、都市計画、水道など
支援金額(上限)	特に定めはない
実施期間	6ヶ月から1年程度
直近の実績	平成 29 年度：海外研修員：9カ国から 26 名、日本側受入れ自治体：18 団体
URL	http://www.clair.or.jp/j/cooperation/lgotp/lgotp.html

7. 地域間交流促進プログラム(海外研修)



提供機関	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)	
趣旨	海外政府機関や現地進出日系企業への訪問や関係者との意見交換等を行う中で、海外交流における現状や課題を理解し、地域の国際化を担う人材の国際感覚を深めるとともに、本プログラムでの交流を通じて、今後の地域間交流の契機とすることを目的とする。	
対象事業	地域国際化を担う地方自治体の職員、地域国際化協会を対象にした海外研修	
支援対象団体	地方自治体、地域国際化協会、地方自治体の推薦を受けた NPO 等の団体	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	参加費が約 25～30 万円/人程度を負担	
実施期間	10 日程度の海外研修	
直近の実績	平成 29 年度: 参加自治体等 25 名	
URL	http://economy.clair.or.jp/activity/area/	

8. 自治体国際協力促進事業(モデル事業)



提供機関	一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR)	
趣旨	自治体の国際施策が、交流から協力へステップアップするため、自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を認定し、財政的に支援するとともに、これらの活動を広く紹介し、自治体の国際協力への取組を促進する。	
対象事業	国際協力事業及び、そのための事前調査事業	
支援対象団体	地方自治体、地域国際化協会、地方自治体または地域国際化協会と連携する NGO	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	(1) 単独事業: 300 万円 (2) 複数の団体による共同事業: 500 万円	
実施期間	原則 1 年間(2 年を限度に継続を認める場合がある)	
直近の実績	平成 29 年度: 12 件	
URL	http://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/	

9. 海外販路開拓支援事業



提供機関	一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)	
趣旨	地方公共団体の海外販路開拓に対するニーズの高まりを受け、クレアの海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった支援を行う。	
対象事業	地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外販路開拓事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体へ参考となることが見込まれる事業	
支援対象団体	地方自治体	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	(1)海外で行う事業： 500 万円 (2)国内で行う事業： 300 万円 助成率：1/2 以内	
事業実施期間	原則 1 年間	
直近の実績	平成 29 年度： 7 件	
URL	http://economy.clair.or.jp/activity/grant/	

10. 地域間交流支援事業(RIT 事業)



提供機関	独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)	 日本貿易振興機構(ジェトロ)
趣旨	日本各地の中小企業がグループ単位で海外地域との間でビジネス交流・商談を行うことを支援し、商談の結果、輸出や技術提携、共同製品開発等が行われ、ひいては地域産業活性化に資することを目的とする。	
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> (1) 国内研究会： 地域間産業交流の戦略を決める (2) 海外基礎調査： 地域間ビジネス交流に関する基礎知識を深める (3) 海外出張調査： 商談相手となる企業の発掘等を目指す (4) 海外有識者招聘： 海外ビジネスに関する知識を収集する (5) 海外有力企業招聘： 具体的な個別商談実施を目指す (6) 海外商談ミッション派遣： 具体的な個別商談実施を目指す 	
支援対象団体	地域に集積する産業を代表できる組織(業界団体、協議会、商工会・商工会議所、自治体、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等)。ただし、5 社以上の参加及び 2/3 以上が中小企業であることが条件。	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	事業実施総予算の 1/3 以上は申請者負担になるよう支出計画を立てる	
実施期間	最大 3 年以内	
直近の実績	平成 29 年度： 4 件	
URL	https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit.html	



B. 自治体が民間企業等と連携して間接的に利用できる国内ファンド

11. 低炭素技術輸出促進人材育成支援事業  	
提供機関	一般財団法人海外産業人材育成協会 
趣旨	エネルギーインフラ等の運転保守管理人材や、海外工場の生産プロセスの省エネ化に資する人材の育成支援を通じて、CO ₂ 排出削減や、日系企業の海外市場開拓に資することを目的として、現地人材を日本に受入れる際の費用や日本から専門家を派遣する際の費用等の一部を補助する。
対象事業	CO ₂ 排出削減効果の見込めるエネルギーインフラ等の運転保守管理等、あるいは、海外工場の生産プロセスの省エネ化につながる受入研修及び専門家派遣
支援対象団体	日系企業
対象国・地域	特に定めはない(開発途上国だけでなく、世界各国)
対象分野	(1) 一般分野： 海外工場における生産プロセスの省エネ化における人材育成 (2) 重点分野： インフラ輸出関連分野、海外工場における生産プロセスの省エネ化
支援金額(上限)	(1) 中堅・中小企業： 補助率 2/3 (2) 一般企業(一般分野)： 補助率 1/3 (1) 一般企業(重点分野)： 補助率 1/2
実施期間	1 年以内
直近の実績	平成 29 年度： 5 件
URL	http://www.aots.jp/jp/teitanso/index.html

12. 事業・運営権対応型無償資金協力  	
提供機関	外務省  外務省 Ministry of Foreign Affairs of Japan
趣旨	開発途上国では、官民連携型の公共事業が推進され、民間企業が中長期的に亘り、事業の運営を担うことで企業が有する技術・ノウハウを活用することが期待されている。開発途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な場合に、途上国政府を通じ、当該事業に必要な施設・機材・その他サービスのための資金を供与する。本協力を通じ、日本企業の事業権・運営権の獲得を促進し、日本の優れた技術・ノウハウを途上国の開発に役立てる。
対象事業	途上国が実施するインフラ事業のうち、商業資金のみではファイナンスが困難な事業
支援対象団体	途上国政府機関等(相手国からの要請に先立ち、民間企業が相手国政府に事業を提案できる。調査段階では本邦コンサルタント等が支援対象)
対象国・地域	開発途上国
対象分野	特に定めはない
支援金額(上限)	特に定めはない
実施期間	特に定めはない
直近の実績	平成 27 年度：2 件(ミャンマー「ヤンゴン市無収水削減計画」、無償資金：約 21 億円)、ケニア「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画」、無償資金：約 16 億円)
URL	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kanmin/page23_000777.html

13. 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)



提供機関	国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)  国立研究開発法人 科学技術振興機構
趣旨	日本と開発途上国の大学・研究機関等が連携し、新たな技術の開発・応用や新しい科学的知見獲得のための共同研究を実施し課題解決を進めるとともに、開発途上国の大学・研究機関等の研究水準の向上と総合的な対処能力の強化を行う事業。日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が支援し、相手国内で必要な経費については JICA の技術協力プロジェクトの枠組みにおいて JICA が支援を行う。
対象事業	(1) 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化 (2) 地球規模課題の解決と科学技術水準の向上につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出 (3) キャパシティ・ディベロップメント
支援対象団体	国内の研究機関
対象国・地域	特に定めはない
対象分野	環境・エネルギー分野、生物資源分野、防災分野、感染症分野
支援金額(上限)	年間1課題あたり1億円程度(JST: 3,500万円程度/年、JICA: 6,000万円程度/年)
実施期間	3～5年
直近の実績	平成29年度: 2件
URL	http://www.jst.go.jp/global/

14. 環境研究総合推進費



提供機関	独立行政法人環境再生保全機構  独立行政法人 環境再生保全機構 Environmental Restoration and Conservation Agency
趣旨	地球温暖化の防止、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。
対象事業	環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、評価委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金。
支援対象団体	国内の研究機関
対象国・地域	特に定めはない
対象分野	統合領域、低炭素領域、資源循環領域、自然共生領域、安全確保領域
支援金額(上限)	600万円/年以内～2億円/年以内(平成31年公募)
実施期間	2～3年以内
直近の実績	平成29年度: 46件(統合領域:3、低炭素領域:12、資源循環領域:11、自然共生領域:7、安全確保領域:13)
URL	http://www.erca.go.jp/suishinhi/index.html



15. 地球環境基金



提供機関	独立行政法人環境再生保全機構	 独立行政法人 環境再生保全機構 Environmental Restoration and Conservation Agency
趣旨	国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、内外の民間の非営利団体(環境NGO・NPO)が行う環境保全活動への助成その他の支援を行っている基金。	
対象事業	(1) はじめる助成: 環境保全に資する活動(新規活動) (2) つづける助成: 同種の環境保全活動を持続的に続けることを目指す活動、及び様々な主体と連携し、その後の発展を目指す活動 (3) ひろげる助成: 新しい課題、分野、手法に取り組もうとする活動 (4) フロントランナー助成: 先進的で新たな価値や制度を創造しようとする環境保全活動 (5) プラットフォーム助成: 様々な団体が連携・協働することで、特定の環境課題解決のため連携基盤を確立し、取り組む環境保全活動	
支援対象団体	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、任意団体	
対象国・地域	開発途上地域(開発援助委員会による援助受取国・地域リストに明記されている国)	
対象分野	民間の非営利団体(NGO・NPO)が行う環境保全活動(地球温暖化防止、生物多様性の保全、循環型社会の形成などの幅広い分野)	
支援金額(上限)	50～1,200万円(平成30年度公募)	
実施期間	1～3年	
直近の実績	平成29年度: 47件(開発途上国地域での環境保全のための活動のみ)	
URL	https://www.erca.go.jp/jfge/	

16. 低炭素社会実現のための都市間連携事業



提供機関	環境省	 環境省
趣旨	都市間連携に基づき低炭素社会形成のためのノウハウを有する日本の自治体が参加し、調査対象となる国・地域の都市に対する能力開発支援、優れた低炭素技術の導入の可能性や普及計画の策定支援等を現地の実情に応じて調査することにより、低炭素化社会の形成を促進する。	
対象事業	海外の連携都市における低炭素社会形成に資する事業	
支援対象団体	民間企業等(共同で実施する日本自治体及び海外都市からの関心表明レターを取得)	
対象国・地域	開発途上国、特にJCM署名国を優先とする	
対象分野	エネルギー起源二酸化炭素排出削減に資する以下の分野: (1) 省エネ機器の導入事業及びそれらを活用した省エネルギーサービス(ESCO)事業 (2) 地域分散自立型再生可能エネルギー事業 (3) 廃棄物削減、処理適正化にも資する低炭素節水型上下水道事業 (4) 水資源の有効活用や水質汚濁防止にも資する低炭素節水型上下水道事業 (5) 大気汚染等の公害防止にも資する交通インフラ構築・利活用事業	
支援金額(上限)	(1) 東南アジア地域(モンゴル、ベトナム、カンボジア、タイ、ミャンマー、インドネシア、フィリピン、ラオス): 1,500万円 (2) 中東、南アジア、中米地域(サウジアラビア、バングラデシュ、モルディブ、パラオ、メキシコ、コスタリカ、チリ): 1,700万円 (3) アフリカ地域(ケニア、エチオピア): 1,900万円	
実施期間	1年以内	
直近の実績	平成29年度: 13件	
URL	https://www.env.go.jp/press/105122.html	

17. 二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業		
提供機関	環境省、公益財団法人地球環境センター	
趣旨	途上国において優れた低炭素技術を活用して GHG を削減するとともに、日本の貢献に応じた二国間クレジット(JCM)の獲得を目指す。	
対象事業	以下全ての要件を満たす事業 (1) JCM に関する二国間文書に署名しているまたは署名が見込まれる途上国において、優れた技術等を活用したエネルギー起源 CO ₂ の排出削減を行うとともに、実現した GHG 排出削減量を JCM に基づくクレジットとして獲得することで、日本の GHG 排出削減目標の達成に資する事業 (2) 事業の実施がパートナー国の持続可能な開発に寄与すること (3) 事業の成果として GHG の削減量を定量的に算定・検証できるもの (4) 日本国からの他の補助金を受けていないこと	
支援対象団体	民間企業、独立行政法人、一般社団法人、公益社団法人等	
対象国・地域	JCM を構築している以下の国を優先 (平成 29 年 4 月現在:モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン)	
対象分野	GHG 排出削減分野	
支援金額(上限)	パートナー国において、過去に採択された JCM に係る補助事業のうち、類似技術を活用している件数に応じて、下記のとおり補助率が設定 (1) 0 件:50% (2) 1~3 件:40% (3) 4 件:30%	
実施期間	平成 30 年度公募案件の場合、最長 2021 年 1 月 29 日まで	
直近の実績	平成 29 年度:5 件	
URL	http://gec.jp/jcm/jp/kobo/mp180406/	

18. 途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業		 
提供機関	環境省 公益財団法人地球環境センター	
趣旨	途上国において普及が見込まれる優れた低炭素技術の開発を推進し、もっと地球環境保全に資することを目的とする。	
対象事業	途上国におけるエネルギー起源 CO ₂ 排出抑制のため、途上国の特性を踏まえた普及可能性の高い低炭素技術の開発(イノベーション)及び実証事業	
支援対象団体	民間企業、独立行政法人、一般社団法人等	
対象国・地域	JCM 署名国及び署名する可能性がある国 (モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン等)	
対象分野	エネルギー・低炭素技術分野	
支援金額(上限)	(1) 中小企業: 補助率 2/3 (2) その他: 補助率 1/2	
実施期間	2 年以内(但し、補助金の申請は年度ごとに行う)	
直近の実績	平成 29 年度: 13 件	
URL	http://gec.jp/innovation/	

19. アジア水環境改善モデル事業



提供機関	環境省
趣旨	水質汚濁の問題が深刻化しているアジア・太平洋諸国において、日本の民間企業による事業の展開を促進することにより、同地域の水環境が改善されることを目指す。
対象事業	下記のいずれにも合致する具体的な海外展開計画のある事業 (1) 海外展開事業の内容 モデル事業の実施を通じて、対象地域の水環境改善への貢献が見込まれる (例: 中小規模生活排水処理事業、産業排水処理事業(畜産業、農業、工業等)、水域の直接浄化事業、水質等モニタリング事業、水処理過程で発生した汚泥等の資源化技術等) (2) 海外展開事業の実施国がアジアまたは大洋州諸国
支援対象団体	(1) 民間企業 (2) 上記(1)を代表者とする、地方自治体その他共同事業者からなるコンソーシアム
対象国・地域	アジアまたは大洋州諸国
対象分野	水分野
支援金額(上限)	平成 29 年度:1,000 万円(平成 30 年度以降は未定)
実施期間	3 年間(実現可能性調査(F/S)1 年間、現地実証試験最大 2 年間)
直近の実績	平成 28 年度:3 件
URL	https://www.env.go.jp/water/asia_business/weib.html

20. 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業



提供機関	環境省
趣旨	日本の廃棄物処理・リサイクルに関する循環産業が海外において事業展開することを支援し、世界規模での環境負荷低減に貢献するとともに、日本経済の活性化につなげる。
対象事業	下記いずれかに該当する事業であって、今後数年以内に事業開始を計画しているもの (1) 海外において、廃棄物等の収集・運搬、中間処理、リサイクル、最終処分に関するサービスを提供する事業 (2) 海外において、上記(1)の事業を実施する行政や事業者からの委託を受け、これに必要な施設を建設する事業
支援対象団体	民間法人
対象国・地域	特に制限はないが、日本との外交・経済活動上の関係の深さや距離的な条件等を考慮
対象分野	(1) 我が国循環産業海外展開事業化促進業務: 一般的な廃棄物・リサイクル事業を対象とした案件 (2) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(我が国循環産業の戦略的国際展開による海外でのCO ₂ 削減支援事業): エネルギー起源CO ₂ の排出抑制削減に資する廃棄物・リサイクル事業を対象とした案件
支援金額(上限)	平成 29 年度公募の場合 (1) 我が国循環産業海外展開事業化促進業務: 事業環境基礎調査: 800 万円、実現可能性調査: 3,000 万円、事業案件形成調査: 500 万円 (2) 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO ₂ 削減支援事業: 補助対象経費の 1/2(中小企業にあつては 2/3) 以内
実施期間	1 年以内
直近の実績	平成 29 年度: 13 件 (1) 我が国循環産業海外展開事業化促進業務(事業環境基礎調査: 3 件、実現可能性調査: 4 件、事業案件形成調査: 1 件) (2) 我が国循環産業の戦略的国際展開による海外での CO ₂ 削減支援事業: 5 件
URL	http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/index.html

21. 途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査



提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA)
趣旨	途上国における持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献するビジネスを計画している民間企業等からの提案に基づき、ビジネスモデルの開発、事業計画の策定、並びに JICA 事業との協働事業の可能性について検討する。
対象事業	提案企業の製品・技術やノウハウ等を活用して、途上国における SDGs の達成に貢献するビジネスの事業化が準備段階にある事業
支援対象団体	民間企業等
対象国・地域	原則として JICA 在外事務所等の所在国
対象分野	SDGs の 17 のゴールいずれかの達成に資する分野(BOP(貧困層)ビジネス含む)
支援金額(上限)	5,000 万円
実施期間	3 年以内
直近の実績	平成 29 年度(第一回公示): 4 件 (年 1~2 回公募、年間 10~20 件程度)
URL	https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/BOP/

22. 中小企業・SDGsビジネス支援事業



提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA)
趣旨	企業が有する優れた技術や製品、アイデアを用いて、途上国が抱える課題の解決と、企業様の海外展開、ひいては日本経済の活性化も兼ねて実現することを目指す事業で、中小企業及び中堅企業を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の二つの制度に分かれる。
対象事業	(1) 基礎調査: 中小企業が開発途上国でビジネスを展開するための当該国における基礎情報の収集と事業計画案を策定することを支援するための調査 (2) 案件化調査: 途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウ等を活用したビジネスアイデアや ODA 事業に活用する可能性を検討し、ビジネスモデルの策定を支援するための調査 (3) 普及・実証事業: 途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウ等の実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討等を通じた事業計画案の策定を支援する調査事業
支援対象団体	中小企業及び中堅企業(中小企業支援型)、大企業(SDGsビジネス支援型)
対象国・地域	原則として JICA 事務所または支所が設置されている ODA 対象国
対象分野	環境・エネルギー、廃棄物処理、水の浄化・水処理、職業訓練・産業育成、福祉、農業、保健医療、教育、防災・災害対策、その他
支援金額(上限)	(1) 基礎調査: 850 万円(中小企業支援型) (2) 案件化調査 - 中小企業支援型: 3,500 万円 - SDGs ビジネス支援型: 850 万円 (3) 普及・実証事業 - 中小企業支援型: 1 億円 (複雑化した課題への対応や大規模 / 高度な製品を導入する場合等は、1 億 5,000 万円) - SDGs ビジネス支援型: 5,000 万円
実施期間	(1) 基礎調査: 1 年程度 (2) 案件化調査: 数ヶ月~1 年程度 (3) 普及・実証事業: 1~3 年程度
直近の実績	平成 29 年度 (1) 基礎調査: 25 件 (2) 案件化調査: 69 件 (3) 普及・実証事業: 37 件
URL	https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html



23. 開発途上国の社会・経済開発のための 民間技術普及促進事業



提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA)	
趣旨	日本の民間企業等が持つ優れた製品・技術・システムは、途上国の社会・経済開発に貢献し得る大きな可能性を有している。途上国の政府関係者を主な対象に、日本での視察や現地でのセミナー、実機を用いたデモンストレーション活動等を実施することで技術への理解を促すとともに、人的ネットワークが形成され、民間企業等の現地展開を支援する。	
対象事業	(1) 日本での受入活動 <ul style="list-style-type: none"> - 日本の関連制度の講義 - 民間企業等の製品・システム等の運用現場視察及び技術指導等 (2) 途上国での現地活動 <ul style="list-style-type: none"> - 民間企業等の製品・技術・システム等に係るセミナー及び技術指導 - 製品の理解促進のための実機を用いたデモンストレーション活動等 	
支援対象団体	民間企業等	
対象国・地域	公示ごとに定めることがある	
対象分野	公示ごとに定める応募推薦分野あり(インフラシステム輸出など)	
支援金額(上限)	2,000 万円	
実施期間	2 年以内	
直近の実績	平成 29 年度(第一回公示): 5 件	
URL	https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/kaihatsu/index.html	

24. 協力準備調査(PPP インフラ事業)



提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA)	
趣旨	膨大な途上国の開発ニーズに ODA 資金のみで応えることは難しい一方、民間資金が途上国の資金の流れの中で大きく貢献している事実を踏まえると、ODA と民間活動が有意義なパートナーシップを構築し、成長を加速させることは望ましいことから、JICA の有償資金協力や海外投融資での支援を想定した PPP(Public Private Partnership)インフラ事業の形成を図る。	
対象事業	以下 5 つすべてを満たす PPP インフラ事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 途上国の経済社会開発・復興や経済の安定に寄与する (2) 日本政府・JICA の方針、先方政府の開発計画等に合致する (3) 海外投融資、円借款を活用する見込みがある (4) 日本政府が提唱する「質の高いインフラ投資」のコンセプトに合致する PPP 等の手法を活用している (5) 提案法人が当該事業への投資の形で参画する予定である 	
支援対象団体	民間企業等	
対象国・地域	有償資金協力、海外投融資の活用があるすべての途上国	
対象分野	(1) インフラ・成長加速 (2) SDGs・貧困削減 (3) 気候変動対策	
支援金額(上限)	(1) 予備調査: 3,000 万円 (2) 本格調査: 1 億 5,000 万円から予備調査契約額を控除した額(予備調査を実施していない場合は 1 億 2,000 万円)	
実施期間	特に定めはない	
直近の実績	2017 年公示: 1 件	
URL	https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ppp/	

25. 技術協力プロジェクト   	
提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 
趣旨	途上国の課題解決能力と主体性の向上を促進するため、専門家の派遣、必要な機材の供与、人材の日本での研修などを通じて、開発途上国の経済・社会の発展に必要な人材育成、研究開発、技術普及、制度構築を支援する。
対象事業	専門家派遣、研修員受入、必要な機材の供与という3つの協力手段(協カツール)を組み合わせ、一つのプロジェクトとして一定の期間に実施される事業
支援対象団体	途上国政府機関等 (専門家派遣等における応募条件はプロジェクト毎に設定。応募にあたっては、PARTNERにて国際協力人材登録が必要)
対象国・地域	開発途上国
対象分野	教育、保健医療、水資源・防災、ガバナンス、平和構築、社会保障、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、経済政策、民間セクター開発、農業開発／農村開発、自然環境保全、水産、ジェンダーと開発、都市開発・地域開発、貧困削減、環境管理
支援金額(上限)	特に定めはない
実施期間	特に定めはない
直近の実績	平成 27 年度(新規):138 件
URL	https://www.jica.go.jp/project/

26. 海外投融資  	
提供機関	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 
趣旨	途上国での事業は高いリスクや低い収益見込みといった障壁のため、一般の金融機関からは融資が受けにくい状況にある中で、本投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでは対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支援を行う。
対象事業	下の条件を満たす事業 (1) 当該国政府の開発政策等に沿い、且つ開発効果が高い (2) 事業計画が適切であるとともに、事業達成が見込まれる (3) JICA による支援が事業成立のために必要である(既存の金融機関による貸付けまたは出資では事業が成立しない等)
支援対象団体	民間企業等
対象国・地域	開発途上国
対象分野	(1) インフラ・成長加速(PPP インフラ含む) (2) MDGs(SDGs)・貧困削減(中小企業支援含む) (3) 気候変動対策(植林、災害対策、省エネ、公害対策含む)
支援金額(上限)	(1) 融資 原則、総事業費の70%を上限(特に必要と認められる場合には80%) (2) 出資 原則、現地企業等への直接出資で、出資比率は25%以下、かつ、最大株主の出資割合を超えない
実施期間	(原則、償還期間は20年以内、うち据置は5年以内)
直近の実績	平成 29 年度:7 件
URL	https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/about.html

27. エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業



提供機関	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	
趣旨	日本が強みを有するエネルギー技術・システムに関する実証実験を、相手国政府・公共機関との協力の下で実施することを通じて、日本企業の国際競争力の強化や地球規模のエネルギー環境問題の解決に貢献する。	
対象事業	エネルギー消費の効率化等に資する日本の技術の国際実証事業	
支援対象団体	民間企業等(団体等含む)	
対象国・地域	特に定めない(先進国含む)	
対象分野	省エネ分野	
支援金額(上限)	(国際実証事業)助成率:大企業 1/2、 中小企業 2/3	
実施期間	(国際実証事業)原則、3 年以内	
直近の実績	平成 29 年度実施中案件:計 29 件	
URL	http://www.nedo.go.jp/activities/AT1_00175.html	

28. 民間主導による低炭素技術普及促進事業



提供機関	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	
趣旨	民間主導での低炭素技術の最適化と市場創出による地球規模での排出削減への貢献を目的として、日本の優れた低炭素技術・システムの有効性を最大限に引き出す戦略的案件の組成調査を行うとともに、日本の貢献による GHG 削減効果を定量化するための手法開発及び IoT 等高度運転管理技術によるデータ取得と技術課題の克服により GHG 削減効果の見込める低炭素技術による市場創出促進事業(実証事業)を行うとともに、日本の世界的な GHG 削減効果を定量化し、国際貢献として発信する。	
対象事業	先端技術を利用して、GHG 排出削減と定量化を同時に達成出来ることを見込める事業で、段階に応じて下記に区分する。 (1) 戦略的案件組成調査 (2) 低炭素技術による市場創出促進事業(実証事業) ① 実証前調査 ② 実証 (3) 定量化促進事業 ① 定量化促進事業 ② 定量化促進フォローアップ事業	
支援対象団体	民間企業等(団体等含む)	
対象国・地域	特に定めない(先進国含む)	
対象分野	GHG 削減分野	
支援金額(上限)	(1) 2,000 万～5,000 万円程度/件 (2) ①2,000 万～6,000 万円程度/件 ②1 億～3 億円程度/件 (3) ①3,000 万～1 億円程度/件 ②3,000 万～1 億円程度/件	
実施期間	(1) 原則、1 年以内 (2) ①原則、1 年以内 ②原則、3 年以内 (3) ①原則、2 年以内 ②原則、2 年以内	
直近の実績	平成 29 年度: 7 件(戦略的案件組成調査)	
URL	http://www.nedo.go.jp/content/100876789.pdf	

29. 海外ビジネス戦略推進支援事業



提供機関	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
趣旨	海外市場に活路を見出そうとする中小企業の海外展開に向けた事業計画策定支援に加え、海外販路開拓及び海外現地拠点の設立の実現につなげるため、事業可能性調査(F/S)や外国語ウェブサイト作成を支援する。	
対象事業	(1) 海外展開計画の検証 (2) 進出候補地における自社製品等のマーケットや生産拠点の投資環境等の調査 (3) 海外での販路開拓のための外国語のウェブサイト作成	
支援対象団体	中小企業	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	補助率 1/2 (2) 投資型(海外に生産・販売拠点を設置する場合): 補助額上限 140 万円 (3) 輸出型: 補助額上限 50 万円	
実施期間	1 年以内	
直近の実績	平成 28 年度: 42 件	
URL	http://www.smrj.go.jp/sme/overseas/strategy/index.html	

30. JAPAN ブランド育成支援事業



提供機関	中小企業庁	
趣旨	中小企業の新たな海外販路の開拓につなげるため、複数の中小企業が連携し、自らの持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略の策定支援を行うとともに、それに基づいて行う商品の開発や海外展示会出展等の取組を支援する。	
対象事業	(1) 戦略策定支援事業 中小企業等が海外販路拡大のため、共通認識を醸成し、地域の強みや自らの現状を分析し、明確なブランドコンセプトと基本戦略を策定するため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催等を行う。 (2) ブランド確立支援事業 中長期的な視野に立った海外のマーケットで通用するブランド力を確立するため、専門家の招聘、試作品開発、展示会出展等を行う。	
支援対象団体	商工会議所、組合、中小企業、NPO 等(4 者以上の連携)	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	(1) 戦略策定支援事業 定額補助上限額 200 万円 (2) ブランド確立支援事業 補助率 2/3 以内(補助上限額 2,000 万円/年)	
実施期間	ブランド確立支援事業: 最大 3 年(但し、単年度毎に応募が必要)	
直近の実績	平成 29 年度: 21 件	
URL	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/japan_brand/	



31. 海外展開・事業再編資金



提供機関	株式会社日本政策金融公庫	 日本政策金融公庫
趣旨	海外での事業展開や再編に取り組む中小企業に対して、必要な設備資金及び長期運転資金のための融資を行う。	
対象事業	<p>(1) 設備資金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 海外の法人企業に対する出資・転貸 - 海外の法人企業に対する設備の貸与 - 海外における事務所の設置・拡張 <p>(2) 運転資金</p> <ul style="list-style-type: none"> - 海外の法人企業に対する転貸 - 国内中小企業者の増加運転資金 - 事前調査や手続きに必要な資金 - 海外展開事業の再編のための債務の返済資金 	
支援対象団体	民間企業等(日本に本社が存続する)	
対象国・地域	特に定めはない	
対象分野	特に定めはない	
支援金額(上限)	<p>(1) 直接貸付: 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円)</p> <p>(2) 代理貸付: 1億2,000万円</p>	
実施期間	<p>融資期間</p> <p>(1) 設備資金 15年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>(2) 運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)</p>	
直近の実績	平成27年度:1541件(中小企業者向け441件、小規模事業者向け1,100件)(日本政策金融公庫ニュースリリース、平成28年11月25日)	
URL	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaigaitenkai_t.html	

自治体が公的ファンドを活用して海外都市との環境協力を推進するための考察と提言

2018年10月

公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)

北九州アーバンセンター

〒805-0062 福岡県北九州市八幡東区平野 1-1-1 国際村交流センター3F

Tel: 093-681-1563

Fax: 093-681-1564

E-mail: kitakyushu-info@iges.or.jp

URL: www.iges.or.jp

Copyright ©2018 Institute for Global Environmental Strategies. All rights reserved.

公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)は、アジア太平洋地域を主対象とした持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な政策研究を行う国際研究機関です。この出版物の内容は、執筆者の見解であり、IGES としての見解を述べたものではありません。

IGES Institute for Global Environmental Strategies
公益財団法人 地球環境戦略研究機関